

第百七十七回国
参議院東日本大震災復興特別委員会會議録第十一号

平成二十三年七月二十八日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

七月二十七日

辞任

大久保 勉君

姫井由美子君

川口 順子君

熊谷 大君

荒木 清寛君

小熊 慎司君

七月二十八日

辞任

大島九州男君

藤田 幸久君

佐藤 正久君

石川 博崇君

補欠選任

今野 東君

増子 輝彦君

石井 浩郎君

中原 八一君

石川 博崇君

桜内 文城君

補欠選任

山根 隆治君

姫井由美子君

渡辺 猛之君

西田 実仁君

出席者は左のとおり。

委員長 柳田 稔君
理事 岡崎トミ子君
金子 恵美君
小西 洋之君
藤原 良信君
岩城 光英君
佐藤 信秋君
森 まさこ君
長沢 広明君

委員

相原久美子君
岩本 司君
加賀谷 健君
神本美恵子君

委員以外の議員

発議者 西田 実仁君
山田 俊男君
西田 実仁君
片山さつき君
西田 実仁君
渡辺 孝男君

発議者 荒井 広幸君

国務大臣 平野 達男君

副大臣 櫻井 充君

財務副大臣 松下 忠洋君

経済産業副大臣 松田 隆志君

大臣政務官 和田 隆志君

内閣府大臣政務官 逢坂 誠二君

総務大臣政務官 五十嵐吉郎君

事務局側 大嶋 健一君

常任委員会専門員 樺原 利明君

常任委員会専門員 長谷川 彰一君

政府参考人 後藤 博君

内閣府大臣官房審議官 篠田 幸昌君

法務大臣官房司法法制部長 高原 一郎君

厚生労働大臣官房審議官 五十嵐信夫君

中小企業庁長官 古関 和則君

参考人 全国農業協同組合中央会常務理事 全国漁業協同組合連合会専務理事

参考人 本日、の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(片山さつき君外六名発議)

○委員長(柳田稔君) ただいまから東日本大震災復興特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、川口順子君、熊谷大君、小熊慎司君、荒木清寛君、姫井由美子君及び大久保勉君が委員を辞任され、その補欠として石井浩郎君、中原八一君、桜内文城君、石川博崇君、増子輝彦君及び今野東君が選任されました。

また、本日、大島九州男君が委員を辞任され、その補欠として山根隆治君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案の審査のため、本日の委員会に全国農業協同組合中央会常務理事五十嵐信夫君及び全国漁業協同組合連合会専務理事古関和則君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加賀谷健君 民主党・新緑風会の加賀谷健でございます。

本日は七月二十八日、実は一九七六年、昭和五十一年に中国で唐山地震が発生した日でございます。まして、唐山地震というのはマグニチュード七・二、二十四万人の方が亡くなったという、二十世紀以降最大の地震と言われておりまして、くしくもその日に質問をさせていただくこと、偶然とは

いえ何か意義があるのかと、こんなふうに感じているところでございます。

まさに私も今、この東北の地震、未曾有の地震と、こういうふうに言っておりますけれども、地球の歴史から見れば、大変長い歴史の中から見れば、こういう地震というのは三十五年前の昭和五十一年のこの唐山地震を見ても、時間的に言えばまさに本間に狭い間にいつも地震が起きている、こういうことが言えるのではないかと。私も地球に住んでいる以上は、そういう中で暮らして、それを乗り越えていかなければならない、こんなふうを感じているところでございます。

今日これから、それではテーマであります株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案、いわゆる二重ローン対策法案について質問をさせていただきますかと思っております。

発議者の片山さつき先生とは、総務の委員会では理事としていろいろな形で意見をやり取りをしているわけでございますが、こういう場面で質問をさせていただけることを大変光栄に思っております。どうか分かりやすい御答弁をお願いしたいと思います。

昨日、我が党の大久保勉議員が、かなりレベルの高い専門の金融の観点から緻密な質問がされました。私はもう少し分かりやすい質問をさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず、この法案を取りまとめられました自民党、公明党、たちあがれ日本・新党改革の各会派の発議者の御尽力に心から敬意を表します。この問題に対しては、六月十七日の我が党を含む三党合意で解決に万全を期すことを確認させていただいておりますので、被災地の産業の一日も早い再建と、それによる地域復興を目指すという方向性は全く同じだと思います。しかし、その方法論で最終的な一致を見出せなかったのはなぜか、このような観点から少し質問をさせていただきます。二重ローン対策については、阪神・淡路大震災のときも必要性が叫ばれましたが、当時の政権は

立法措置による事業ローンの買取りによる再生はしませんでした。過去の大地震、あるいは水害や崖崩れなど毎年のように全国各地で起きている災害ではこうした救済策がなかったのになぜ今回だけというバランス論は、現実にも多くの被災者を目の前にして非常に悩ましい問題だとは思いますが、この点に対する考えをまず発議者にお尋ねいたします。

あわせて、この法案第一条では、被災地域からの産業及び人口の被災地以外の地域への流出を防止するとされております。これは、個人事業主や中小零細企業を救うことにより地域を守ることに主眼を置いたと法案に書いてありますけれども、私もまさに同感でございます。法案の目的も含め、この条文の趣旨について御説明をいただければと思っております。

○委員長(柳田稔君) 答弁は簡潔にお願いいたします。

○委員以外の議員(片山さつき君) 加賀谷先生には総務委員会でも本当に大変お世話になっております。

その総務委員会でも女川地域含めて視察へ行かせていただきましたが、先生もそうでしょうが、私自身も九回現地に入っておりますが、阪神大震災のときの状況、これはやはり政令市である神戸が集中的に打撃を受け、火災による被害も非常に大きかったんですね。もちろん港の部分の地盤沈下とかもございました。しかし、それは比較的早い時期に修復されて、火災による犠牲者が非常に多くて、土地自体の価値逸失は極めて限定的でした。今行かれると分かりますが、同じようなところを全部更地にしたところに同じように家と店舗とかが建っております。

しかし、今回の場合は、土地自体の価値も減失しておりますし、それがいつまでどのような形で復旧するかめどは付かないし、そこをまさに今後、御党がおっしゃっているような集中復興期間で五年掛けておやりになるんですね。つまり、五年掛けてまずそれをどうするかをおやりになる

と、まあ五年でできないかもしれませんが。そういうような状況は阪神大震災のときには見受けられなかったし、中越のときにも見受けられなかったと感じております。

また、被害になりました地域が大変に広く、しかも圧倒的に過疎地域が多い、人口流出地域が多いということ、早速各市町村からは、一時的な避難だけではなくて、もう出ていってしまうほか生活のめどが立たないという声が出てきております。そのような状況は阪神でもなかったし、まあ中越は中越でまた限定的な地域でございますが、違っていたということも非常に重要に考えて、これは東北地域を震源地とする我が国のある意味では一次産業中心地域の危機であるので、地域のコミュニティの維持という意味も含めて何とかそれを公益として法案の第一条で書くことによつて、だから公的支援が要するという形で考えさせていただいております。

○加賀谷健君 何かもう一個ちょっと質問したような気がしたんですけども、まあいいでしょう。

今ございましたけれども、それでは実際にどの程度産業及び人口の流出を防ぐことができるのか、これはちよつと余りにも数字というのは難しいと思ひますけれども、また、この法案で言う被災地の定義というのはどこまでを指しているのか。

例えば、私どもの千葉県も実は被災県でございますが、液状化と、そして一部では津波で大きな被害を受けております。被災三県の事業者が被災地以外の場所で事業を再スタートさせようとする場合、政府のスキームでは救済対象となり得ると理解しておりますけれども、野党案ではどのような形でいるのか、具体的な御説明をお願いしたいと思ひます。

○委員以外の議員(片山さつき君) 実際にどの程度の産業及び人口の流出が防げるのかというのは私どもも今の時点では確たることは申し上げられないんですけども、少なくとも、例えば水産の

地域では漁業それからその水産加工、そのコミュニティを中心とした第三次産業、この辺が一体となつて地域の人口を辛うじて維持しておりますので、昨日のお話でもあったように、浜が干上がるからおかも駄目だと、これを少なくとも浜の方が廃業して出ていくことを止めればおかの方も止められるので一定のコミュニティを維持できると。そこからまた更なる展開が考えられるということ、最低限コミュニティとして必要な維持は、今現在存在しているコミュニティの全てにおいて、復興基本方針でこれは完全に移動だとも言いられない限りはやれるような形を考えておりますし、昨日の質疑の中でも、委員の皆様から、そういったことを前向きに目標設定したらどうかというお話もありましたので、そういったことも考えてまいりたいと思ひます。

それから二点目につきましては、加賀谷委員の御指摘のとおりでございますが、あくまでも被災地域の中で事業の再生を目指していただくということが法律上の定義になつておりまして、今現在、被災地域といたしましては、まだこれは決めているわけではないんですが、政令で、一つの参考として、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に規定するいわゆる特定被災区域ということが参考になりますので、当然千葉県の方も入つてまいります。

三点目でございますが、もちろんこの被災地域の範囲につきましては、その後も範囲が広がっていくことは幾らでもあり得ることなんです、いわゆるこの災害に起因するということになれば、例えばお茶の被害の問題も原賠法では認定されますので静岡等も入つてきましようし、今千葉も含めて二次的な被害がまた原子力関係も含めて出ていますので、その場合はまた広がつてまいりますが、その時点で被災地域とこの法律の下で認定されている地域の中ということには確かなりになります。

以上です。

○加賀谷健君 いろいろな形で被災された方たちが

いるし、またその人たちも出ていく、いろんなことがあると思います。確かに、一定のコミュニケーションを残すということは私は本当に大事なことでありと思っています。

政府が考えているスキームは、これは各県ごとに既に再生支援協議会が設置をされており、被災県プラス必要があれば産業復興機構というものが、それぞれの地域実態に応じて再生支援や債権買取り等を行うことになっていることも是非とも御理解をいただければと、こんなふうに思っています。

次、政府のスキームも野党案も農林水産業を支援対象としている点では変わらないというふうに私は思っておりますけれども、大きな違いは第十六条の一項三号で、対象事業者に対する債権の担保の目的となっている財産の取得並びに当該取得に係る財産の当該対象事業者その他の者に対する貸付け及び譲渡を機構の業務として定めている点ではないかと思っております。

この条文によると、機構は、海水が入るなど塩漬けになった、海水漬けになった農地まで取得することになり、最終的には国民からの税金で穴埋めをするリスクが非常に高くなると心配しているのですけれども、農林水産業者が野党案ではどのように再生できるのかも含めて教えていただければと思います。

○山田俊男君 加賀谷先生に大変大事なことをお聞きいただいたというふうに思っております。

沿岸地域の農林漁業者は津波で全てを失ったわけでありまして、農地も海水につかたままということでありまして、負債だけが残りました、大変不安な毎日を送っております。少なくとも、その負債の担保になっております農地やないしは宅地についてその買取りや棚上げを行いまして、そして負債を消すと。その結果、農業の再建に向けて、新しい融資も受けて取り組むというふうになければ到底再建が難しいというふうに考えてこの規定が入っておるわけでありまして、先生おっしゃいますように、税金で穴埋めする

ことになるんじゃないかと、こうおっしゃるわけでありまして、塩漬けになった農地につきまして、一旦機構で買上げないしは棚上げを行うことによりまして、何年か掛けて耕作できるようにもなりますし、地域の土地利用計画の中でその農地や宅地をより有効に活用するという機会が当然訪れてくるわけで、価値を還元することになります。その際に、元の農業者や、さらには他の者に譲渡するなり貸し付けるといふことによりまして、より有効な活用、価値が生まれるというふうなことを考えているところでありまして、そういう意味合いからしましても、この規定の意味は大変重要だということに考えております。

○加賀谷健君 そうしますと、やはり再生をするということでは確かにそれとおりなんですけれども、結果として私はやっぱりこれはリスクとして残っていく。最終的にはこの機構の損失ということに私はなっていくのではないかと。この条文の中では、第十八条第一項で主務大臣が支援基準を定めるといふことになっておりますけれども、その基準とはどういうことか決まられるのかというのでも大きな思いでありますけれども、このリスクをどういうふうに見ていくのか。リスクはリスクとして、後、最後、二十年後ということになりますけれども、法案ではこれは国民の負担ということになるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員以外の議員(片山さつき君) この辺りは、昨日、大門委員との間でも大分長いやり取りをさせていただいたんですけれども、こういった債権の買取り機関というのは日本の立法の中では四つぐらい例がありますが、いずれも時限の機関です。で、最終的に締めたときの債務超過分の全部又は一部を政府が補助できるという形になっております。

そして、この機構におきましては預金保険機構と貯金保険機構が出資することになっておりまして、その心は、こういった支援を行うことによってこの東日本大震災に関する被災者及びその事業者の経営が最終的に安定して、それがその地

域全体の金融システムの安定に非常に貢献があるということによって預金保険や貯金保険が出資する意味があるということをやっているわけですから、それと同じような例として、例えば住専、整理回収機構、住専の場合も結局、今年最終的に締めたときには、預金保険機構関係者の全員の了解を得た上で、国会がお認めになって、預金保険の方からお金を法改正などをいたしまして繰り入れるということが可能になったわけでございますが、これは二十年後の国会の御判断でございますが、当然そういった道があり得るということで、初めから一般会計を出し切るという形にしかならない今の政府の案よりはよほど財政赤字に与える悪影響がないと、場合によっては全くないということになりますので、そこが非常に大きな違いだと思います。

それから、支援基準のお話ですが、もちろん、今農地のお話が出ましたんですが、農地の関係は主務大臣がこの法律の中で所管大臣に初めから入っております農林水産大臣になりますから、ここはもうどういふ農地再生計画をやるかを今早急に決めておりますので、そこで地域とお話合いをした上でこういったものと整合的にやっていく上に、さらに、今、土地家屋調査士の方に御依頼されて国交省の方で地価の割引率も全部決めていくのですね。つまり、この地域においては本来あるべきだった台帳価格からマイナス二〇とか、そういうのが決まっておりますので、こういったことも入れて実際に現場が分かりやすいようにしていくというイメージを持っております。

○加賀谷健君 昨日も大久保議員からの質問がありましたけれども、まさにこのことについて言えば、二十年後まで飛ばすという言葉を何か使っておりますけれども、そういうことになっていくのではないかなと、私はこういう感じがしているわけでありまして。

昨日の答弁で、買取り資金は借入れで手当てをする、政府保証を付けるよ、機構の解散時に債務超過であれば政府はその全部又は一部を補助す

ると。まさに二十年後まで、五年たつて十五年、それで駄目ならば税で保証しますということになるわけでございますが、私はこの辺はいいかなものかなとちょっと疑問を持っているところでございます。

次に、再生支援機構の必要性と事業開始のめどの関係、ちょっと伺いをいたします。

昨日の答弁でも、一、二か月以内で買取り開始が可能という片山議員の答弁がございました。そして、さらには、スタート時の体制は二百名体制、そして被災市町村ごとに支店を設置をする、そしてまた業種ごとにあってもいいというふうなどうも回答があったような気がいたしますけれども、この二百人、どのようにして集めるのか。そして、一体どういう支店を、このスキームの説明書に置いて支店を設けていくというふうなふうに書かれておりますけれども、実際にどんなような支店をつくっていくのか。

これだけ大きな二百名体制の組織を立ち上げるということになれば、どんなことをしたって、一か月や二か月で本当にその買取りがスタートできるのか、私は大いに疑問に思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

○委員以外の議員(片山さつき君) 実は、この一か月、二か月ということの前に、そもそも民主党も含めてこの三党の二重ローンの協議を始めたのがいつだったか。最初に私どもが自民党としての提言を民主党との間でやり取りし始めた、そのころから私どもは動いております、そのころから何らかの機構で買取りを行って支援をしていかなとこの問題は無理だということを言っております、当然自民党としては法案を出すというつもりで、仮にそれができれば、どういう方をどういふふうにお願ひするかということも四、五月ごろから御相談をしております。

そういった、是非この法案をという方、そういう団体、そういうグループ、その一部の方が昨日も参考人としてお見えですが、仮に国会でお認め

ただければ、全面的な協力の下に、まさに東京や関東地方から今高額の中小企業診断士やコンサルタントばかり集められているようでございますが、地元のことは地元で、地産地消で、地元のために必死に、自らも被災者として傷つき、しかも地元の状態をよく知っている方々がやれるということで、私も大体のめども付けられると思っております。

そういうことでございますし、金融機関の方も既にどういう債権が対象になり得るかというイメージも持っておられますので、早いところからは買取りは一、二か月でスタートが十分に可能ということで自信を持っております。

○加賀谷健君 できるだけ早くやらなければならぬというのはそのとおりだと思っておりますけれども。

今政府がやろうとしているスキームといいますがこの考え方もですね、これは会社をつくるというのではなくて、今現実にある組織を活用しながら動いていくということになればかなり迅速に対応ができると思いますし、また、今言われたきめ細かな対応も私はできるのではないかなと、こんなふうに思っております。

昨日、片山議員から、手続や審査を簡略化して速やかに処理しますと、こういう趣旨のお話もいただきました。これ残念ながら過去のいろんな形のこういうものを見ますと、これを悪用をする、こういう人たちが必ず出てくるんです。で、結果としてその手続の簡素化、早くしてあげたいということが悪い方向に利用する人が出てくる、こういうこともどうやって防いでいくのかなというのはいやっぱ難しい問題なのだろうと思います。この辺はもういろんなことでやっていかなければならないと思いますけど、あえて質問はいたしませんけれど、そんな気がしているところでございます。

また、これは株式会社を設置するというところでございますけれども、これも昨日の答弁では、資本金の問題でございまして、貯金、預金

保険機構から百六十億、二十億、そして中小企業庁の二十億ということで、まあ二百億の資本金というふうな理解をされているのではないかと思いますけれども、中小企業庁が出資をするということになると、これは株主で、まさに国が全部出資をするというふうなふうに読めますけれども、これはそういう理解でよろしいんでしょうか。

○委員以外の議員(片山さつき君) 昨日も何人かの委員の方からお話が、御質問がありました。この機構の性格として、特別の非常に公益上の目的を持った時限の株式会社でございまして、預金保険機構、貯金保険機構等の発起設立があればもうそこで設立行為としては法的に完了いたしました。それから先に、恐らくは出資が行われるであろうその周辺の御関心をお持ちで、かつ主務大臣が認めるようなちゃんとした方で、かつそれが事業会社であり金融機関であり投資資金を持つ機関投資家でありですが、その方々が付いてくることは、あくまでもその主なものがあることでございまして、別に国が結果的に一〇〇％になっても構わないと思っております。

なぜかと申しますと、よく投資事業組合の方の話として長年言われてきたこととして、やはり投資を行うのであれば公的資金は呼び水なんだというところで、この投資事業組合を中小企業対策のツールとして産活法で使うときには五割以下の出資比率ということをやられております。それをずっと言ってきたのはどちらかというと財務省の予算当局の方ですから、私もそういう理念をずっとなじんできたわけですが、この私どもの法律に基づく機構は、投資が目的ではありません、あくまでも第一条に書いてあることが目的ですから。投資というのはどういう辞書を引いてもこれは利益が前提なものですから、全くその概念が違うのでございまして、ですから、公益的な会社として設立されるときは大体初めは一〇〇％国なんです。それを部分的に民営化してきたわけですね、これは、そうなる前に恐らく時限ですから役割

を終えるでしょうが、そういう形であって、特に法理上何ら不都合はないものと考えております。

○加賀谷健君 政府がそういう形で出資をしていくということであれば、今政府が作っているこのスキームでも私は十分対応できるのではないかな、なぜわざわざ法律まで作って機構をつくらなければならぬのか、ちょっと私は余りうまく理解ができていないんですけれども、その辺ありましたら。

○委員以外の議員(片山さつき君) それも昨日ほとんど全ての委員からの御質問があったんです。つまり、私もこのお話を四月、五月に始めたときに、今存在する道具立てについては全部検討したんですよ。

私は、この中小企業再生協議会でずっとこのファンドができたときには実は経済産業省で政務官をしておりまして、当時地元だった東海地域も含めて、どういう例があるかというのをいろいろ当てはめて、できるだけ使ってほしいという方向で動いてきたんですよ。ところが、金融機関の出資をさせればさきほど、傷が付くような会社は一つも持てません。今まで来たものを全部御覧ください、対象はほとんど大きくなっていきます、リスクもほとんど下がっていきまして、そういう会社がこの東日本大震災の被災者に何%いるのか、むしろそのことをお聞きしたい。

つまり、あくまでも靴に合わせた足を傷つけるのではなくて、足に合わせた靴をきちんと作ってあげないとこの目的は達せられないと、その一語に尽きるわけです。よろしくお願ひします。

○加賀谷健君 そういうことで会社という形をつくられたというわけでございますけれども、次に、この法律の中で、先ほども出ておりましたけれども、主務大臣というのがございます。内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とするという定め、さらには主務省庁もこれらの省庁がなつて、さらに権限を金融庁長官に委任をするということになっておりますけれども、これで本当にうまく回るのか多少不安

でございますが、主務大臣、中心になる大臣は誰を置くのかということ、仮に今の菅内閣ということであれば、菅さんがそういうことという主務、中心になるということではなくて、誰か違う人、総理大臣でない人が主務大臣という形になるのだろうと思ひますけれども、どんな形を想定されているのか、ちょっと教えてください。

○委員以外の議員(片山さつき君) これ自民党政権だったところと今の民主党中心の内閣は非常に仕事のやり方が違ひまして、私も、こういう法律があるなしかかわらず一定のテーマがございまして、そこで何か決定をしたり文書を出すときも、全部その閣僚会議決定であり了解であり、そういうものをきちんと打つんですが、今回、二重債務についての三党協議の第一回目の合意ペーパーを出そうとするその朝に、二重債務の関係者会議というのを官邸でお開きになって、そこで全く民主党さんの方がおっしゃっているのと同じ紙を数時間お早く出されたんですよ。その紙に、あて名がどうか、出された大臣名がないんですよ。ですから、私もその政権であればということ、何ていうのであれば、通常は内閣総理大臣が金融担当大臣に下ろして、それを、私も一応政治主導ではありますが官僚もきちんと使いますので、担当局長会議かそういうものを組織してきちんと全部に行き渡るようにすぐにやるんですよ。

ただ、これは、私もがお願いして仮に通していただいても、皆さんの内閣でやるものですか、こういう法律の下でどうやって動かすかは皆さんの内閣が決めになることです。

○加賀谷健君 そうすると、菅内閣でも、この法律ができるのと速やかに迅速な対応が行われる、損なわれることがないということで理解をしてよろしいですね。

○委員以外の議員(片山さつき君) 成立させていた点でこの内閣に国会の総意として、通ったということは国会の意見ですから、お願いをさ

せていただくところでございます。

○加賀谷健君　ありがとうございます。これで皆さんもますます意を強くして取組をされるのかもしれない。ちょっと皮肉っぽくなりましたけれども。

それでは、発議者にもう少し聞きたいんですけども、私の持ち時間が少のうございますので、発議者の方についてはこれで終わらせていただきます。

今日は松下副大臣にお越しをいただいておりますので、信用保証制度の活用ということでちょっと伺いをしたいと思いますけれども、中小企業の二重ローンの問題のうち古い債務の軽減についてはかなり見通しが付いてきたと思っておりますけれども、同時に、再建するための新しい融資についても更に対策を充実させる必要があると思えます。

中小企業に対する融資制度に欠かさない制度として信用保証制度がありますが、政府のスキームでは必ずしも信用保証協会がどのようにかわってくるのか明確でないように思います。復興保証では無担保枠が既に拡充されておりますけれども、この際、更に信用保証制度を活用して、第三者保証のみならず代表者保証も含めた保証人徴求といえますか、こういうものの撤廃など、思い切った対応をすべきだと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(松下忠洋君)　お尋ねの件でございますけれども、この新たな機構を設立するために、現在、被災県や地域金融機関と既に具体的な調整を進めております。これには各県の保証協会も参画してございます。この保証協会は、金融機関とともに被災事業者の旧債務の取扱い、それから再建に向けた新規資金の供給に関して関与していくことが考えられています。

信用保証協会におきましては、第三者保証については、これは原則非徴求としておりますけれども、経営者本人保証については、これは経営者自身に一定の経営規律を持たせる、そしてモラルハ

ザードを回避する、そして経営者の資産によって信用力を補完することによって借入れの可能性を高めるといった効果があると考えておりまして、こういう観点からも原則として経営者本人の保証を求めているということでございます。

○加賀谷健君　そのとおりだと思っておりますけれども、やはり現実には、やっぱり保証協会というのは、協会の趣旨からいっても余り厳密にそういうことをしていくとなかなか存在感がなくなっていくような気もいたしますので、やはりこういうことを含めて取扱いについては十分に、緩やかなというのとは変ですけれども、扱いをしていただければと思っております。

次に行きたいと思っておりますけれども、同じ二重ローンで、ちよつと自治体の抱える二重ローンという言葉に換えさせていただきたいと思っておりますけれども、これは自治体も今回の震災で大変な負債を抱えている。この厳しい財政事情の中で企業と同じような問題を抱えていると思えます。政府も今一生懸命取組をさせていただいておりますけれども、この辺について伺いをいたします。

公共施設が壊れた場合、その施設建設に実は旧郵貯やあるいは簡保の資金等を充てている場合がございますけれども、自治体は直ちに債務残高を返済しなければならぬ、繰上償還をしなければならぬということになっているわけでございます。これは実は私が座長を務める総務部門会議でも、復興基本方針の見直しへの意見として繰上償還の免除ということを上げさせていただきまして、

こういうこともあって、今月二十二日の省令でこの部分について改正が実現されたというところであります。しかし、宮城県を始め多くの自治体からは、さらに被災をした公共施設に係る借入金金の免除を求める要望書が出てきております。復興に立ち向かう自治体の実情を考えると当然のことだと私は思いますが、政府はどのように考えているのか、伺いをいたします。

○大臣政務官(逢坂誠二君)　お答えいたします。今回の被災自治体ですが、財政力が非常に弱いところが多いというようなこと、それから今後の復興復興に多額の支出を要する見込みであるというところ、加えて、今御指摘のとおり、これまで整備した公的な施設、社会インフラの借財を払っていかねばならないということ、更に加えて言わなければならぬということ、更に加えて言われているにもかかわらずそれを払うということ、自治体サイドから見れば非常に将来へ向かっての不安が多い、重圧感が高いというふうに思います。まさに二重ローン状態という指摘だというふうに思います。

しかしながら、そういう中においてこの自治体の債務を棒引き、払わなくてもいいよということが言えるかどうかということでありましてけれども、仮に自治体に払わなくていいよというふうに言ったとしても、何らかの形でこの借財というものは解消していかなければならないと。そして、それは税で解消しない限りは民のお金ということになってしまいますので、それはやっぱり現実的なことではないだろうというふうに思います。

そういう観点で見ますと、自治体の借財を棒引きしてしまつと、これ地方債市場に与える影響といふものも極めて大きいというふうに思いますので、その点は私としてはそういう方策は取るべきではないのではないかとこのように思っております。

しかし、大変に厳しい財政事情があることはこれは明らかでありますので、それじゃ何をすべきかということについて、今後、復興復興に掛かるであろう支出、この部分をやはり政府としては大幅に応援をするということが大切だろうと。そのために今回様々な仕組みを通して国庫補助の負担割合を高めました。さらにまた、補助残についても交付税措置をするなどの地方財政措置によつて大幅に応援をするということ、実質的な地方負担の軽減というものを図つてまいりたいと、そのように考えております。

○加賀谷健君　確かにそのとおりでございます。国庫負担もかなり増えておりまして、ただ、しかし、まだ地方の負担分というのが5%あるいは10%という形で残つてくるということは事実でございますので、是非とも地方の負担を軽減するよう御努力をお願いしたいと思います。

公共施設の中で、仮庁舎、多くのところが庁舎が流されているということで、仮庁舎は何とか今回の補助でできるということになっていきますけれども、本格的な庁舎ということになればこれはその自治体独自が造っていくことになるわけでございますけれども、私は、仮庁舎というのは、建物に仮というのはいないような気がしますが、ある程度立派なものを造つても、それが十年、二十年ということではなくて、もう少し長く使えるような庁舎を造れるような、そういう指導も私は必要ではないかなと。すぐ壊すような庁舎は造るべきではないような気がしておりますので、是非ともこういう面でも配慮をお願いしたいと、こんなふうに思っております。

最後になりますけれども、液状化、私どもの千葉県は大変な液状化、デイズ二の夢の国も液状化でかなり壊れたわけでありますけれども、この辺についてちよつとお尋ねしたいと思えます。被災三県よりも、まだ大きな被害に比べれば液状化といふのは小さいのかもしれませんが、大変な被害を生んでおりますので、伺いをいたします。

私も、参議院の災害対策特別委員会の質問で関係する市長さんらの意見を聞きながら、当時の松本防災大臣にお会いをしたり申入れをして、基準の見直しをしていただきました。液状化で沈んだ部分、傾いてなくても全壊にみなす、あるいは半壊に当たるといふようなことを見直しをしていただいて多くの部分が救われたと、私もそういう声を聞いております。

しかし、なかなか、千葉県の例で、浦安だけでも八千軒余りが傾き、基準の見直しで三千三百軒程度が支援対象になりましたけれども、まだ五千

世帯は残っている、救済をされなかったという事実があるわけでありませうけれども、地元からも更なる基準の見直しなど支援の強化について再三要望が私のところにも来ておりますし、政府にも来ていいると思うんですけれども、この辺について、一層の液化化の対策について政府の見解があればお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(長谷川彰一君) お答えいたします。

お尋ねの住家の被害認定でございますけれども、今回の地震の液化化による住家被害の実態に即した被害認定が実施できますようにということ、お尋ねにもございましたようにその運用を見直しまして、五月二日付けで地方公共団体に通知したところでございます。

この見直しに当たりましては、現地調査等を行い、また液化化被害の実態を十分把握するとともに、学識経験者の方々の御意見も伺い、十分検討した上で決めたものでございまして、現時点で見直すことは当面考えておらないというところでございます。

なお、御参考までということでございますが、御承知と思いますが、被災者生活再建支援法の対象とならない半壊被害を受けた被災者に対しまして、例えば災害救助法に基づく応急修理ですとか、災害復興住宅融資制度による貸付けですとか、税の減免等の支援が行われているところでございます。

○加賀谷健君 時間ですので、終わります。

ありがとうございます。

○赤石清美君 自由民主党の赤石清美でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

今日、二重ローンの問題に入る前に、特定避難勧奨地点という問題について一つだけ、今日、松下経済産業副大臣にお伺いしたいと思っております。

実は、今週の月曜日に福島県の伊達市霊山町の

小国地区の皆さん、バス三台で百二十名ほど国会に皆さん陳情に来ました。私も夕方から話を聞きまして、これはちよつとほうっておけない問題だなというのを感じましたので、この二重ローンの問題の前に一つだけ質問させていただきたいと思っています。

その中で話を聞きましたら、この地点というのは一つの家なんですね、地域じゃなくて。一戸の家ごとにその地点を、これが〇・一マイクロシーベルトの違いでその勧奨地点になるかそうでないかということなんだそうです。それも、玄関のワンプointを測って、それで決めていると。しかも、その通知が個別に行くと。そのエリアの人は、誰のところがその地点なのかそうじゃないのか分からないと。

しかも、小学校でいえば、この地区は五十七人、小学校にいるそうです。そして、そのうち二十人が対象なんです。小学校で五十七人といった一学年十人いるかないかの学校ですよ。そういうところに、二十人だけ対象で、その他は違いますよということになったら、コミュニティーがずたずたになるじゃないですか。

だから、何でもこういうやり方をするのかということが、本当に私はこの人たちの話を聞いて、これはやっぱり政府としてちゃんと考えて措置をすべきだというふうに思っています。今日は最初にそのことを経済副大臣にお伺いしたいと思っております。

○副大臣(松下忠洋君) 大変私も心を痛めておりますし、委員を始め関係する議員の方たちにも大変御心配を掛けていること、これはまず私もしっかりと受け止めております。また、現に現地本部長も務めましたし、今、まさにこのことの仕事の生活支援、そのことを帰ってこれるまでやっておりまして、心を痛めております。百二十人ほどの地域の人たちがお見えになったことも、その内容もよく承知しております。

この趣旨はもう御承知のとおりですけれども、一昨日も伊達の市長さんに東京までわざわざお越しいただきまして、福山副長官も含めて、しっか

りと中の事情もお聞きいたしました。南相馬の市長さんにもお越しいただきまして、同じように問題を共有しております。

御心配でありますこの勧奨地点というところでございますけれども、これは飯館村やあるいは川俣町のように、広い範囲に一定の高い線量がびつちりと降りているところとは全く違っております。私たちが、当初からそういうのがあるということとは認識してはいたけれども、どういう形であるというのとはなかなか分かりませんでした。今回、綿密な調査をすることによってその範囲が分かりました。

一番心配なその地域のコミュニティーが壊れていくんじゃないかということでございますけれども、これは私たちも丁寧に丁寧に行きたいと考えて、市町村長さんたちやその地域の長の人たちとも綿密にしっかりと合意を取り付けながら、小集落単位、大きな範囲にしてまいいますと、その地域で余り関係ない人たちは一定に避難しなきゃいけないという、やっぱり川俣や飯館村のような悲劇も起こりますので、それは避けて、やっぱりできるだけ小さい地域に限って、しかし、子供さんとか妊婦さんがいらっしゃいますので、そこは丁寧に丁寧に範囲を広げながら、学校のコミュニティーも壊れないような形でやっていくということ、市長さん、組長さんたちと十分打合せしながら進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。完璧ではないかもしれませんが、しっか

り、こころを思っております。

○赤石清美君 是非、地元の組長さん、それから地域の区長さん、それからPTAの会長さんとも来ておりましたので、そういう方たちの意見を吸い上げて、やっぱりどうしたら地元が将来に希望が持てるかということを真剣に考えていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして今日の本論であります二重ローンの問題でありますけれども、今政府は、

二重ローン対策として、現行のある中小企業再生機構とか株式会社再生機構と、そういうものを使って、あるいはいろんなファンドを使ってやろうとしているわけですが、私も会社の経験を四十年間やってきました。私も十二名という小さい会社から大企業にまでしましたけれども、それ以外に新しい事業を幾つもつくりました。そして、幾つもM&Aで事業の再生もしました。そのときに、私は経産省にも東京都にもいろいろお願いしました。しかし、結局は、自分のお金と担保がなければ何もできなかったんです。私は、ですから、今の政府のこの姿で本当に被災者の、しかもマイナスのローンを抱えている人たちを本当に再生できるかということを、本当に経済産業副大臣、そう思っております。よろしくどうぞお願いします。

○副大臣(松下忠洋君) 今一番心を痛めているのがこの問題でございます。まず一刻も早く国として皆さんをしっかりと支えていきますよというメッセージを出して伝えていくこと、それを実現することが大事だと、誰よりもそのことを強く心に留めてこの問題に取り組んでおります。

以上でございます。

○赤石清美君 いや、もう少し踏み込んで具体的に地域にメッセージが伝わるような回答が欲しかったんですけれども、そういう回答ではないような気がします。先ほどの方の質問でも、どうもその域を超えていないというふうな気がいたします。

それに比べて、今回新しく株式会社東日本大震災事業者再生支援機構というものが実際に農業者であるとか漁業者であるとか中小企業であるとか個人商店とか、そういう方たちを本当に支援できるような、そういうスキームになっているか、この基本的なスタンスについて発議者からお伺いしたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○委員以外の議員(片山さつき君) ありがとうございます。

今回、赤石委員に御質問いただけるということで、やはり企業経営、特に中小企業から起こされて、この企業経営というもので今までの役所の平時のメニューというのを見ると、基本的にはこの戦後のような状態に対応しているメニューはないのではないかというふうなところが我々の出発点でございます。

そこに更に加えて、今までの各省の設置法、そして独立行政法人その他の関係機関の法律ができて、行政改革を乗り越えてのその所掌事務の在り方を見ても、結論としては、各省の設置法で決められていることがあって、それを大幅に乗り越えるようなことをその所掌の法人がやることはできないわけでございます。それはまさに余計な仕事になるわけですから、そういったことを考えますと、全く縦割りを廃して、被災地域で事業を営む者が、たとえその事業をある省庁の所掌の事業から別の省庁の所掌の事業に変えようとも、その地域でコミュニティを維持し自分の足で立つてやっていくのであれば必ず債務の面倒を見るということがは特別法を書かないとできないというのが我々の到達した結論でございます。まさに業種については一切の制限がなく、またその業種によつては当然かなり詳細な許認可があったり、再生する場合にいろいろと関係省庁との密接な話し合い等がないとできないものにつきましては、初めから所管官庁に入られて、全面的にそこが何らばかることもなく再生の音頭を取れるようにしているわけでございます。後ほど山田委員からは農林水産系について、また今日の参考人からも詳細なお話があると思いますし、それから赤石委員は福祉の方の御関係ですが、例えば私も現地で何回かお会いして、診療所、福祉施設、これは公的な融資を受けているだけではなくて、通常の民間機関からもあちこちから借りて、あと十五年、町の赤ひげ先生としてやりたいというときに、事業再構築とか経営資源再利用という目的がなければ投資できない産活法の下での投資でできるかという

にも全て対応できるように、一切そういった制約なく、被災地において、この災害の被害によって過重債務に苦しんでいれば全てしっかりと対応するというところで私たちはやっております。

○赤石清美君　ありがとうございます。おおよその枠組みは分かりました。

それで、実は昨日、私の同僚の熊谷議員が商工関係の方を呼んで意見を聞いておられました。私は今日は、農業者と漁業者の代表の方に来ていただきまして、参考人として、現状とそれからこのスキームについてどのようなお考えか、そしてどのようなことをしていただきたいかということをお聞きしたいと思って参考人として招致させていただきました。

最初に、全国農業協同組合中央会常務理事の五十嵐さんに最初をお願いしまして、次に、全国漁業協同組合連合会専務理事の古関さんにそれぞれお話を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○参考人(五十嵐信夫君)　JA全中常務の五十嵐でございます。お答えいたします。

まず、現況等について御報告をさせていただきます。

御案内のとおり、震災により農業者、JAに相当甚大な被害が出ており、東北三県の沿岸部の十一JAの被害は特に甚大でございました。被害の実額につきましては現在調査中でございまして、九月までには一定判明する予定でございまして、お、そのほか、在庫等の棚卸資産や施設等の固定資産、こういったものについても相当な被害が出てございます。

過去の震災に比べ被害が甚大であること、農業が地域経済社会に高く位置付けられている地域が被災したこと、こういったことを踏まえまして、復興対策を講じる必要がございます。前例にとらわれない思い切った対策が必要となってございます。特に、二重債務対策問題は復興の足かせになっており、マイナス状態の被災者をゼロスタートまで引き上げることがなければ復興は極めて困難であると考えております。

被災農業者は、被災した農地と併せて借金の今後についてとても不安を抱えている実情にございます。そうした中で、政府や与野党の先生方が二重債務問題について積極的に検討をいただいております、大変感謝をしております。

次に、我々の二重債務対策の基本的な考え方を四点説明させていただきます。

一つ目は、政府方針にあるように、二重債務問題は被災者、金融機関、国、自治体が痛みを分かち合って対応する中で解消すべきと考えております。被災者はもちろん、財源や被災者対応を含め、金融機関の負担が大きいようでは早期解消が図られません。国による思い切った支援が不可欠であります。

二つ目は、二重債務対策の全体像を早期に示す必要があると考えております。政府、与野党の御尽力の結果、私的整理や債権買取り、公的資金の活用等、あらゆる支援策を検討、措置していただけることは大変感謝をしております。しかし、現状は、債務者、債権者の双方にとって使い分けが分かりにくく、今後ばらばらと対策が動き出すようでは現場が混乱する懸念がございます。JAグループは、被災農業者への金融支援等についてしっかりと対応していきたいと考えておりますので、そのときに適切な支援策を活用できるよう、早期に環境を整えていただきたいと考えております。

三つ目は、これまでもあらゆる支援を行ってきたJAグループは、復興に向けて国、自治体、公庫等と一体となって体制を構築し、復興計画の策定とその実行の支援等に取り組みたいと考えております。こうした中、懸念されるのが、省庁ごとの二重債務対策において、それぞれ支援体制、相談窓口が設置され、現場が混乱することでございます。農業や地域社会等の復興には、地域コミュニティに基づき地域が一体となった取組が必要ですので、窓口等も一元化が必要だと思っております。

四つ目は、農地が担保に入っていること、営農再開に必要な被災農地の復旧整備に相当な時間が掛かること、農業者の中には兼業農家もいることなど、農業者の実態を踏まえた二重債務対策が必要であると考えております。例えば、再生計画の期間の長期化ですとか、相談窓口への農業経営、金融に詳しい専門家の配置、農地の扱いを含めた経営再建支援などが必要となります。こうしたことがなければ農業者の利用は困難であります。農業の実態に合った二重債務対策の具体的な仕組み、内容を早期に示していただきたいと思っております。

以上の四点につきまして対応ができ、被災農業者にとつて希望、期待の持てる仕組みを御提案いただきたいというふうに思っております。

最後に、JAグループでは、昨日成立していただきました改正再編強化法、これを活用しながら一刻も早く被災地の農業、地域の復興に全力を挙げて取り組む所存でございます。

先生方には、これらの取組を加速化させるため、まずは思い切った支援策を措置していただけますよう、重ねてお願いを申し上げます。

以上でございます。

○参考人(古関和則君)　JF、全漁連の専務をしております古関でございます。回答をさせていただきます。

まず、漁業を取り巻く被害状況でございます。今回の震災によりまして、全国屈指の豊かな漁場が北海道から千葉にかけまして、漁港それから漁船を中心に大きな被害を発生させました。特に震災地に近い岩手県、宮城県、福島県ではほぼ全域にわたる壊滅的な状況にあります。これまで把握された水産関係の被害額は、養殖施設、加工施設も合わせまして一兆円を超えまして、当該地区の漁業生産額を上回ると、こういった被害になっております。

こういった被害に対応しまして私どもグループとしましては、まず漁業は被災地域の主要産業でございます。漁業復興が地域住民の生活基盤そのもの

のに直結しております。早期の水揚げ再開が地域復興の鍵になるといふふうに考えております。流通、加工を含めまして一体的な取組が不可欠であります。このため、国によりまず第一次補正、第二次補正で手当をさせていただきまして事業につきまして復興計画を地元行政、関係機関で協議しながら今現在進めているところでございます。

このような作業を進めていく中で課題の認識としてお話をさせていただければ、まず組合員にとって漁業は生業であるということでございます。震災により全ての保有財産を失った中で、漁業の集団化、共同化、協業化を図りながら一刻も早い漁業再開に向けて準備を進めてまいります。が、漁業生産に係る漁船の購入、各種生産資材の購入に係る借金、これに加えて住宅資金に係る借金など、四重、五重の債務を抱えている中で再建の取組になるということでございます。この旧債の整理が大きな課題というふうになります。

さらに、漁業の場合、収支が変動も大きく、設備資金が多額になり、また養殖漁業では生産まで三年から四年掛かるといった、そういう特徴がございます。漁業生産が軌道に乗るまで相当の時間が掛かるという状況にありますので、個々の状況に応じたきめ細やかな対応をしていただきたいと思っております。

そういう中で、二重債務問題に関する要望としては、漁業者にとって使い勝手の良い制度を構築していただき、漁業の特性に配慮した、長期的かつ柔軟な再建計画に基づいた漁業者への対応をお願いしたいというふうに考えております。具体的には、債務の買取り等も含め、長期無利子による返済棚上げの期間の設定がござります。また、新たな債務を負わないような十分な支援についても併せてお願いをさせていただきたいと思っております。

我々JFグループとしましては、被災圏域にあるサポート体制、今現在構築しておりますが、そういう体制を構築していく中で、全力を挙げて復

興、再生に取り組んでいく所存でございます。

今回の震災による甚大な被害を踏まえると、ただいま申し上げたような二重債務の問題の対応も含め、強力な支援策が不可欠でございます。国におかれましては、引き続き震災に係る抜本的な施策を講じていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○赤石清美君 どうも、お二方、ありがとうございます。

発議者の皆さんも、今の意見を聞いて、やっぱりどうあんなきやいけないかということ、随分参考になったと思います。是非、今の意見を参考にして法案の整備に当たっていただきたいというふうに思います。

私も経営者としていろいろと事業を立ち上げてきたわけですが、我々のような事業経験者は、こういういろいろな計画を作ったり、それから申請の書類の整備とか、そういうことできるわけですけれども、今被災地の皆さんが、本当に求められている皆さんは、ほとんど個人事業主、農業者、漁業者、それから個人商店、そしてスーパー、そして個人開業医、そういった方たちはこういう手続を、多分かなり難しいんだと思うんですね。

そうすると、これは私どもだったら、会社でいえば経営コンサルタントを雇ってそしてこれをやらせるとか、あるいは企業診断士を雇ってやらせるとかというのをやるわけですが、多分そういうことは無理なので、そういうことの申請の助言、そしてやはり経営の助言をしていかなければ、これは再生は成らないと思う。

やっぱり私も、再生するというのは非常に難しいことで、いかにして再生させるかといったら、いかにそういう有識者の助言、サポートをしていくかということが大事なことで、そうしないと全部不良債権になってしまうことになるわけでありまして、その再建に対するサポートのスキームというのは何か考えておられるでしょうか。

○山田俊男君 おっしゃる通りでありまして、まずもって全国に本部を置きますが、同時に被災地に支店をきめ細かく配置しまして、まずは専門家を配置する、そして相談窓口を開設します。先ほど来御意見がありますように、いかに負債の抵当権の設定されております農地や宅地、これをどう活用するかということがあるわけですから、そういうことにもしっかりと相談できる、そうした体制を仕組んでいくことにしております。

○赤石清美君 ありがとうございます。しっかりとしたサポート体制を構築していただきたいと思

います。

続いて、先ほど漁業関係者からありましたけれども、これは個人、事業をとにかく再生しようという人を全て対象にするということになっておりますけれども、例えば今の漁業者の問題ですと、一人では立ち上げが難しい、農業者もそうでしょうけれども、何人かグループを組んで船を購入する、農機具を購入する、そういうグループをつくってこれをお願いするということにもこれは対応できるでしょうか。お願いいたします。

○山田俊男君 そういう場合も、先生がおっしゃいますとおり、個人の事業主が共同で取り組むという場合も当然対象にしていくことで考えております。

○赤石清美君 ありがとうございます。是非、その辺のグループの編成も含めて、先ほどの農協さんと漁協さんと、そういうときにはよく連携を取ってやられた方がいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思

います。

それから、この法律は、大企業は省くというふうに書いてありますけれども、具体的に、じゃ大企業と中小企業、零細企業、個人企業、その差のところはどこなのかということがよく分からないんですけれども、それは普通でいえば、株式会社法でいえば資本金であったり従業員数であったりするわけですが、大企業を省くと、省く部分はどこなのかということが明確ではないのでお答えいただきたいと思いますけれども。

○山田俊男君 どうしても一番被害を被って困難を今感じている零細中小企業、そこを中心にした対策を是非考えていきたいということであり

ますので、大企業は大企業の再生のための機構がありますのでそこを活用していただく。それから、さらに我が方は、第三セクター等はこれは対象にしないということで除いている経緯があります。

ひとえに零細な中小企業を対象にしながらその再生を図るんだという決意でこの法律を仕組んでいるということをお願いいたします。

○赤石清美君 今の説明だとちょっと不十分だと思います。

私は青森県の八戸の近郊の出身ですけれども、八戸は人の災害は少なかつたんですけれども、産業の災害は非常に大きいです。その中には有名な大企業もあります。しかし、どちらかといえば中企業と大企業の間ぐらいの会社もあります。そういうところは大きな借金を抱えているんですね。ですから、ここの視点を、中小零細というのは分かります、言葉として分かんないですけれども、どこまでカバーしてあげるかということ、少しこれからのスキームの中で考えていただければというふうに思っております。どうぞ。

○山田俊男君 大変大事な視点でありますので、相談窓口をしっかりと開いて、その場で徹底して相談させていただいて進めたいと、こんなふうに思います。

○赤石清美君 まだまだ聞きたいことはいっぱいあったんですけれども、そのうちまた時間があつたらこちらの党内でもまた議論させていただきたいというふうに思います。

今日はありがとうございます。

○竹谷とし子君 公明党の竹谷とし子です。昨日から二重ローンに関する法案が審議されております。私も今、毎週のように被災地に通っております。先週末は帰りの新幹線で片山議員のお姿もお見かけいたしました。現地に通って被災さ

れた方々のお声を聞き、関係者と調整しながら法案を取りまとめくださった発議者の皆様に感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

被災地で事業や生活の再建を目指すだけ多くの人に間口を開き、地震、津波、原発による、自らには何のともなく負ってしまった過重債務に苦しむ方々を最大限救済できるようにしようとする野党の法案に比べて、事業仕分で一旦仕分けた事業が残っていたからせっかくだからそれを使おうという政府の御姿勢は、昨日からの質疑を聞くにつけ、被災地の復興に対して後ろ向きとさえ感じられます。残念でなりません。

この二重ローン問題については、民主党、自民党、公明党の三党で協議してきたわけでありますが、最終的に買取り機構の在り方、これについて議論がまとまらず、今回、野党四党から東日本大震災事業者再生支援機構法案が提出されました。この法律案と政府の対応案との比較の上で質問をさせていただきます。

まず、今回、二重ローン対策として、政府案のように既存のスキームを流用するのではなく、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構をあえて法律で設立する意義、理由について発議者にお伺いいたします。

○委員以外の議員(渡辺孝男君) お答えいたします。

今回の大規模な東日本大震災では、平時の対応を超えた臨時、特異的な措置が必要であろうと、そのように考えておるところでございます。

そのような中、政府・与党側は、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、事業仕分や独立行政法人評価によって余剰金の返納やあるいは出資の縮小、そしてまた高額な役員報酬や給与の見直しを指摘されておまして、また、七千億円の累積を抱えている天下り法人で、あくまでも平時の中小企業対策を行っている中小企業基盤整備機構が八割を出資するファンドに、法律改正や中期目標の変更もせずに、この困難で大切な仕事を任せようとしている、大変問題があると、そのように

感じております。

しかしながら、今回の東日本大震災によって被害を受けたことにより、自らの経営責任によらないという過大な債務を負っている事業者が依然として厳しい状況にあるという被災地域におきまして、その事業の再生を図ることを支援するためには、やはり従来の中小企業支援では全く足りない、そのように感じております。

そういう意味で、私どもは、金融機関等が有する債権の買取り等を通じて債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することによって、被災地からの人口、産業の流出を防ぎ、そして復興を可能とすることを特別の目的とする、そういうための株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立するためこの法案を提出した次第でございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

この野党案に対して、政府案は既存のスキームの流用で対応するというものですけれども、その理由について経産省の御見解をお伺いいたします。

○副大臣(松下忠洋君) お答えいたします。

中小機構のことについていろいろ御意見承りました。私は、片山先生を始め皆さん方の提案されている法律案そのものも敬意を持って接しております。とことん、これは全然駄目で歯牙にも掛けられないという、そういう表現は一切使っておりません。それぞれの機構の中でいろんなことが、抱えている問題あるでしょうけれども、それなりの表現をしていたら私に担当している者として申し上げておきます。

現在の御質問でございますけれども、二重債務問題につきましては、既にお話があったとおり、これは非常に深刻な問題で、しかも早速に対応しなきゃならない課題であることは、これは共通だ、こう思っております。その中で……(発言する者あり)静かにしてください。誰も真剣にやっているんです。何かあったら出てきてここで話してください、お願いします。(発言する者あり)ここで質問してきてください。お願いします。失

礼千万です。

○委員長(柳田稔君) 松下副大臣、松下副大臣、答弁をしてください。

○副大臣(松下忠洋君) このため政府としては、法律改正によるのではなくて、既存の組織である中小企業基盤整備機構や中小企業再生支援協議会を活用することとしたわけでございます。今必ずしも完璧ではありません。人数の問題も含めていろいろ御指摘もいただいておりますから、ここは補正予算等もしっかり活用して三十人も増やして、それぞれ強化していくということも含めて専門性を高めていくことにも努力をしております。

加えて、中小企業再生支援協議会は、地域の経済や産業の実情に精通している商工会議所や県の中小企業支援機関等の組織内に設置されております。その中で組織、体制を即戦力として活用していく、それを強化していく、そして被災中小企業の事業再生にとつてとにかく迅速に早急に対応していくということを努力していきたいと考えています。(発言する者あり)意見があったらここにきてお話しください。私のところに来ていただきます。

○委員長(柳田稔君) 松下副大臣、松下副大臣、答弁だけしてください。

○竹谷とし子君 政府案について御説明をいただきましたが、私はこの政府案について、迅速性、早急に対応ということについては大きな疑問を抱いております。

中小企業再生支援協議会を産業復興相談センターとしてワンストップ受付窓口とするということなんですけれども、そこで再生可能性がありと判断した場合は、投資事業組合である産業復興機構に買取り要請をするということになっていきます。ワンストップではなくてツーストップなんです。これは一体的であるというふうに資料の方にはうたわれておりますが、的であって、一体的であって、一体ではありません。

いうことだと私は思います。この買取りめぐって、センターと機構の間で、投資事業組合である機構で意見が異なるということもあり得ると思います。

政府にお伺いしますが、政府案による買取り機構である産業復興機構は、投資事業責任組合契約に関する法律により無限責任組合員と有限責任組合員から成るということですが、この場合、無限責任組合員は誰で、有限責任組合員は誰になりますか。

○政府参考人(高原一郎君) お答えを申し上げます。

まず、有限責任組合員でございますけれども、これは中小企業基盤整備機構、そして地域の金融機関、場合によっては県などの地方自治体も参加されるということになると思います。

それから、いわゆる無限の責任社員でございますけれども、これにつきましては、いわゆる再生協議会の方で、復興センターの方でいろいろ議論した結果として一体的に行動するわけでございますけれども、これにつきましては、例えばそういう出資を行う、あるいは買取りを行うについてのいわゆるGPという方々、これを地元なり、あるいは県の御意向あるいは金融機関の御意向によりまして、その他の地域の方々にお伺いをしますというところになっております。

以上でございます。

○竹谷とし子君 機構の運営を行うGP、ゼネラルパートナーということですが、このゼネラルパートナーは無限責任組合員です。無限責任とは、損失を出した場合に、出資額だけではなく全財産を持つていかれるということになるわけですね。

今回の政府案による機構は利益を出すことが目的ではないはずで、利益も出せないのに無限責任のリスクを負うゼネラルパートナーを請け負う人がいるでしょうか、大きな疑問です。もし引き受けたとしても、損失を出さないようにするため買取り額をなるべく低くしようとするモチベー

ションが働くのではないのでしょうか。なぜなら、投資事業組合だからです。将来のリターンを期待して出資者がリスクを分担するというスキームだからです。リターンがある、利益が出るのが前提の組織だからです。野党案との決定的な違いがここにあると私は思っています。

政府案は、今回の震災によって過重債務で苦しむ方々を救うという目的を達成するのにふさわしいとは思えないんです。政府案では、再生可能性の判断は最終的に誰が行い、将来の損失の負担は誰が行うのでしょうか。権限と責任に関する統一的なガバナンスの確保の在り方について政府の御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(高原 一郎君) お答えを申し上げます。

まず、今回設立しようとしております機構でございますけれども、これは御指摘のとおり投資事業有限責任組合法による組織でございますけれども、いわゆるファンドという言葉から一般的に想定されるような利益を追求するということではございません。むしろ地域の復興のことを主眼とした組織でございます。この組合法自体は有限責任社員と無限責任社員のその組織の在り方だけを規定をしている法律になっております。

そしてまた、無限責任のことでの御質問がございました。

御質問は、無限責任社員は業務執行を行うので損失が出ないようにどうしても利益を追求するのではないかとということでございましたけれども、これにつきましては、機構は借入を前提としたしておりません。無限責任社員といえども、責任は出資金の範囲内に限定をされます。このため、被災の事業者の方々に配慮した運営は十分に可能だということふうに考えております。

以上でございます。

○竹谷とし子君 今回の法案の名称について次に発議者にお伺いしたいと思います。

という名称になっておりますが、このようにした理由について発議者にお伺いしたいと思います。

○委員以外の議員(渡辺孝男君) お答えいたします。

事業再生ではなく事業者再生としているのは、震災前の事業にとどまらず、転業による事業の再生も広く含まれることを明確にしようとしたためでございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

続きまして、組織のガバナンスということについて、先ほど無限責任についての御答弁ありましたが、最終的に誰が責任を負い誰が権限を持つのかということについては政府から明確な答弁いただけなかったなというふうに私は思っておりますけれども、続いて、このガバナンスの確保という観点から野党案の優位性について発議者にお伺いしたいと思います。

○委員以外の議員(西田実仁君) ありがとうございます。

まさにそこが大事なところでございまして、私どもの法案におきましては、いずれもこの主務大臣からの監督あるいは役職員への罰則ということが法定されているわけでありまして。

しかしながら、今政府案として出されているものについては、その投資事業有限責任組合、先ほど中小企業庁の長官はやや法律上異なるような見解も述べられておりましたけれども、あくまでもこの法律上は執行を担うのは無限責任組合員でありまして、その債務の負担をするのは無限に責任を負うというのが、執行するというのを第七条にきちんと規定されているわけでありまして、形上ということでは全くないということをまず申し上げたいと思います。

また、その本質であります。幾ら名前を機構とかあるいはセンターとか変えても、法律上規定されているものはファンド法そのものでありまして、ファンドに對しましては主務官庁からの監督というのが基本的には規定されていないわけであ

ります。また、その職員、かわる者についての罰則規定も全く法律上は規定されていないわけでありまして、何も法律を作らずにそうしたガバナンスが保たれるとは思えないということでございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

今、西田議員からファンドについて罰則規定がないと、法律上定められていないという、そういう問題点、指摘されましたけれども、これについて経産省の御見解、伺いたいと思います。

○政府参考人(高原 一郎君) お答え申し上げます。

まず、確かに御指摘のとおり、産業復興相談センターでございましてとあるいは機構につきましては、それぞれの設立の根拠となる法律におきましては、いわゆる特段の罰則規定は設けられておりません。

ただ、まず産業復興相談センターでございましてけれども、この設立根拠は産業再生法の第四十三条でございます。これにつきましては秘密保持の義務が課せられております。また、業務の運営が適正でない場合には経済産業大臣が改善の命令を行いまして、これに違反した場合には認定の取消しも可能となっております。さらに、中小企業の基盤整備機構が出資いたしますいわゆる投資有限責任組合の組合契約においては、役員などが、収賄、秘密漏えいあるいは虚偽報告といった重大な背信行為でございまして、あるいは義務の違反行為などございまして、これにみなされる行為を行ったということになりますと、損害賠償請求あるいは除名の対象となるなどの規定が盛り込まれております。

新たな機構におきまして、こうした組合契約を通じて適切な管理体系をつくっていくというふうに考えております。

以上でございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

○政府参考人(高原 一郎君) これがもし、例えば背任行為とかそういうようなことで重大な損害があれば、これは刑法に基づく刑事罰が用意されておりますけれども、先ほど御答弁申し上げたとおり、この設置の法律そのものに基づく刑事罰は設けられておりません。

以上でございます。

○竹谷とし子君 続きまして、引き続き経産省にお伺いしたいんですけれども、産業復興機構の業務については、投資事業有限責任組合契約となる、この組合契約によって機構の運営内容が決められることになるとありますが、この契約の中で機構にどのような権限と責任を持たれるかが定義されると思います。これが重要だと思っておりますが、これはどのような契約になるのでしょうか、既に骨子はできているのでしょうか、公表されるものなのでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(高原 一郎君) お答えを申し上げます。

新たな機構の設立に当たりまして締結されるいわゆる出資者、あるいは地方の金融機関、あるいは中小機構との間の投資事業有限責任組合契約におきましては、まず組合への出資、業務の遂行、あるいは組合員の責任、組合財産の運用管理、あるいは解散及び清算などに関します事項のほか、債権買取りやあるいは買取り価格につきまして産業復興相談センターと機構が一体的に迅速な判断を行う、そしてまた買取り価格の算定方法などにつきましてもしっかりと書き込むこととしたしております。

現在、その新たな機構の現時点で組合契約の締結でございまして公表の時期につきましては確定的な時期を申し上げることはできませんけれども、各県あるいは金融機関とも相当細かい議論も行わせていただいておりますので、できるだけ早期にこの契約の締結と公表をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○竹谷とし子君 できるだけ早急ということでは

ありますけれども、今求められているのはスピード、その迅速性を確保するために今政府案が進められているということですが、実際、債権の買取りを開始するその時期はいつを目標とされていますでしょうか。

○政府参考人(高原 一郎君) 大変重要な御指摘だと思えます。被災の事業者の方々の事業の再建のためには一刻も早く機構を立ち上げること、そしてまた買取りを開始することが必要であることは言をまちませんけれども、とりわけ本年度の上半期に当たる九月というのは多くの事業者の方々とって資金繰りにとって重要なタイミングだといふふうに考えております。

したがって、先ほど申し上げたとおり、現時点で具体的な日にちを申し上げることはできませんけれども、可能な限り早急に新たな機構を立ち上げることが必要でございまして、現在、各県と相当、私どもの各県の課長も毎週のように各県を訪ねさせていただいて、金融機関も含めた話合いを進めさせていただいております。

以上でございます。

○竹谷とし子君 御答弁がなかったというふうに思うんですけども、いつを目標とされているのでしょうか。

○政府参考人(高原 一郎君) 先ほど申し上げましたとおり、九月というのが事業者の方々とっての大きな資金繰りのタイミングになるといふふうに考えておりますので、そういったことを踏まえながら至急準備を整えているところでございます。

以上でございます。

○竹谷とし子君 九月ということではよろしいですか、目途は。

○政府参考人(高原 一郎君) これは、個別の事業者の方々とって資金繰りの状況というのとは大きく違うわけでございますけれども、依然として全体として見れば九月が一つの大きなタイミングの区切りにはなります。

を踏み出していたくのに問題のない時期にできるだけ早く買取りを開始したいというふうに考えております。

以上でございます。

○竹谷とし子君 やはりきちんと回答していただけなかったというふうに思うんですけども、時間が来ましたので終わります。

ありがとうございます。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。今問題になっております二重ローン問題でありますけれども、私も三月十四日に仙台に行きまして、そのもう直後ぐらいから、この十年来、私、大変お世話になっております仙台で公認会計士をやっていた方から、まさに被災をされて、もう急に売上げもほとんどなくなつて、この二重債務問題、必ず大きな問題になるからということでもメールをちょうだいしました。

特に中小事業者の場合、スピードというのが非常に重要だと考えております。まさに日々の資金繰りにも影響してまいりますし、そして、先ほど中小企業庁長官の御答弁では九月というような悠長な御答弁もあつたわけですが、実際には、震災発生後も既に四か月を超えて、もうどうにもならない状況になっている方がいっぱいいらっしゃる中、是非、今回のこの法案はできるだけ早く被災地の皆様のためにも成立していただきたいというふうに考えております。

そして、もう一つ、今回のこの二重債務問題で重要だと考えておりますのは、そのスピードとともに、発議者が出しているこの議員提案の第一条の目的にもございますけれども、債務の負担を軽減しつつその再生を支援すると、このところが非常に重要だと考えております。やはり債務の軽減ということを考えてあげないと、特に旧債務につきましても、阪神大震災のときの例もありますけれども、結局、単なるモラトリアムといえますか、返済期限の延長ですとかそういったことでは本格的に解決できない、結局、二、三年

たつてそのモラトリアムの期間が終わった後にばたばたと倒産が増えていく、こういった経験も我々はしておるわけですので、先ほど言いましたスピードとともに、この負担の軽減ということを是非図っていただきたいというふうに考えております。

そういった意味で、まず発議者にお尋ねする前に、中小企業庁に政府案といえますかそちらについてお尋ね申し上げます。

一つ目ですけれども、今回想定されている資金規模が二億程度というふうに言われております。まさに事業仕分で指摘された金額そのままであります、これが、これまでも指摘が何度もなされているかと思うんですけども、こういった二重債務問題の解決のために、債権買取りに十分と考えているのか。誰も十分とは思わないですけれども、こういった提案をされている理由についてお尋ねいたします。

○政府参考人(高原 一郎君) お答えを申し上げます。

昨日の審議の場でも金融庁から幾つかの試算が出されておりました。簡単に要約させていただきますと、民間金融機関が被災地の中小企業向けに有する債権の総額が最大一兆四千億円、そのうち実際に今現在のいわゆる約定返済を一時停止した事業性ローンの総額は被災前の債権ベースで二千五百億円、そして条件変更契約済みが二千億円というふうに伺っております。

また、実際に機構が買い取る場合の価格でございますけれども、今申し上げた数字は簿価でございますので、その簿価であるということと、そしてまた後、新規融資を行うに当たりまして、将来の見通しでございますとか、あるいは被災前の事業の状況がどうだったかとか、そういうところを全て勘案をいたしまして買取り価格ということを決めていくことになると思います。

したがって、今現在、現時点におきましては、中小企業基盤整備機構の手持ちの資金で対応すること、対応できるというふうに考えております。

すけれども、いずれにいたしましても、今後更に買取りを行う財源が不足をすれば、必要な支援のための財源について財政当局と相談をしながらしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔委員長退席、理事藤原良信君着席〕

○桜内文城君 まず、事業仕分で指摘された二億億円が足りるというふうにしか思えない資金規模でしかありません。

特に、先ほど竹谷委員から指摘のありましたGPといいますが、この無限責任組合員ですか、こちらが実際に業務を行っていく上で、今ほど中小企業庁の長官はお金が足りなくなれば財政当局からということ、中小企業庁作成のあらかじめ資料をいただいておりますけれども、それによれば、例えば復興債の発行により補填するということやない方をされております。こうなつてきたらまさに借金を負うわけですけども、このGPの方々はそのときどうするのでしょうか、教えてください。

○政府参考人(高原 一郎君) 先ほど申し上げたとおり、GPの者が、GPになつていらっしゃる方が借金を負うという形での、債務を負うという形の運営は行いませんので、GPの方々に何か債務が生じるというようなことはございません。あくまでもGPの方々も、先ほど申し上げましたとおり、出資の範囲内での責任ということに今回はなる、運営になると思います。

以上でございます。

○桜内文城君 いや、別に今回のことを聞いているわけじゃありません。復興債を発行して負債を肩負うこともあり得るというふうにお答えなされたので、それについてお答えを求めているということです。

○政府参考人(高原 一郎君) もし、この先ほど申し上げた中小基盤整備機構の手持ちの資金でこの買取りの財源として不足であるということになつ

た場合は、これは国の財政支出をお願いするということをお願いいたします。

以上でございます。

○桜内文城君 国の財政支出というのが中小企業庁作成のペーパーでは復興債と書いてあるわけですよ。出資と書いてありません。それについてお尋ねしています。いいかげんに答えてください。

○政府参考人(高原一郎君) いわゆる財政支出を行う場合に、国から中小企業基盤整備機構が例えば財政支出を受ける場合の形というのはいろいろなのがあると思います。出資もあるでしょうし、あるいは交付金の形で交付されるということもあると思いますけれども、それはその時点におきまして財政当局とよく相談をしながら私どもは財政当局をお願いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○桜内文城君 中小機構をかますのはそちらの御勝手ですけれども、そもそもこういった中小機構、私も中小企業庁の御担当の方から詳細にその財務状況、財務諸表等について説明をいただきました。必ずしもこの中小機構、財務状況がいいわけではありません。

特に今回、事業仕分で指摘されております余剰資金といえますか、二千億円程度と言われておりますけれども、結局これ、一般勘定に対する出資金、政府の出資金でありまして、その財源は単なる国債であります。過去に発行した国債の余った、手元に余っている現金なりが二千億円程度あるということであって、この二千億円に縛られて今回のこういった二重債務問題の解決に資するということも思えない。

そもそも、この中小機構ですけれども、財務諸表上、その一般勘定ですけれども、貸付けもいろいろ行っておるわけですけれども、例えば貸倒れの引き当て率が貸付金に対して約一〇%あります。そんな不良債権を抱えた金融機関、そこら辺にいるはずはないんですけれども。そしてまた、貸倒れの債権がまた一〇%程度貸付金に対してあ

るということでもあります。

そもそも、こういった債権管理とかがどうもうまくいかない、そういう能力のない機構が今回こういった、特にもっと問題の多いと思われる被災債権といえますかについて買取りを行う、それも規模が非常に小さいということについて、そもそもこれ、中小機構が適切なピクルとなり得るのかということについてお尋ねいたします。

○副大臣(松下忠洋君) いろいろ議員から御指摘いただいております。

中小機構には一定程度の破産更生債権それから繰越欠損金が存在することは事実でございます。ただし、これらは中小機構が資力の乏しい中小企業の支援をしつつ融資を行ってきたこと、それから金利等の経済環境の変化などに起因するものであるというふうに考えています。

他方で、中小機構が独立行政法人に移行して以来、これまで中小機構の中期計画や繰越欠損金削減計画等に基づきまして破産更生債権や繰越欠損金を着実に削減してきております。このように中小機構は財務改善に向けた努力をしっかりと行ってきたとおりです。独立行政法人評価委員会において、財務内容を含めた業務実績についておむね中期計画を達成していると評価されております。こういうことを考えまして、今回の機構設立に對しまして中小機構が出資することは問題ないというふうに考えております。

○桜内文城君 答弁は結構ですけれども、一つだけ指摘させていただきます。

小規模企業共済勘定、ここに至っては七千六百億円の累積の欠損がいまだにあります。もちろんいろんな理由はあるとは思いますが、そもそもこういった中小機構が、こういったまさに国難の大事な時期に非常に重要なものを担うような能力がそもそもあるのかということを御指摘させていただきます。

さて、今度は発議者にお尋ねいたします。今日この場に来るまでに、後ほど修正動議を出させていただけますけれども、ほとんど精根尽き

果てたような状態でここに立っておるんですけれども。私、今回のこの二重債務問題につきましても、先ほど言いましたように、スピードとそれから被災事業者の負担の軽減というのが一番大事だろうというふうに考えておるところなんです。

一方で、過去の経験に照らしますと、こういった被災債権といえますか、その買取りというか償却をどう行っていくのかということに、例えば関東大震災のときに震災手形というのが大量に出回って、その後の昭和恐慌につながったという歴史もございます。

そういった意味で、いわゆるモラルハザードというものを防ぎつつこの買取りの実効をどう上げていくのかというところが今度の制度設計の妙といえます。非常に肝になる部分だと考えております。言わば被災者がもちろん一番大変な目に遭っておりますので、その救済ということを第一に考えなくてはいけないんですが、一方で、金融機関、そして国と、この三者が三方一両損といえますか、それが必ずしもいいとは言いませんけれども、モラルハザードが起きないような制度設計をしていくということが重要だと考えております。

その点で何点か質問をさせていただきます。一つ目が債権の買取り価格についてですけれども、お出しになっている法案の二十三条に適正な時価ということで規定がされております。この当委員会でも十分にこれまで御議論なさっているところだと思えますけれども、私どもとしては基準というものが規定というものが、あるいは基準というものが必要ではないかと考えております。

というのは、やはり現場で解釈でもめるようなことがあります。むしろなかなか買取りが進まないという事態も、そういったおそれも考えられます。そしてまた、この適正な時価という文言自体は、私は会計上の文言として、英語で言うところのフェアバリューという言い方したりしますし、一つの考え方で十分いいと思うんですけれども、より客観化するということは法文上も必要だと考え

るわけですけれども、その点について発議者にお伺いいたします。

○委員以外の議員(西田実仁君) ありがとうございます。

桜内先生には、もう先ほど精根尽き果てるまでというお話がございました。まさに御努力を本当にいただきました。今日に至ってこのように御質問いただいて、感謝申し上げます。

また、冒頭、今回の法律の一番大事な第一条の目的について触れていただきました。まさに、被災した事業者の債務の負担を軽減しつつその再生を支援するという、この債務者の負担を軽減しつつというのは、私どもも今回の法案作成に当たりましてはあえてこれを入らせていただいたという立場でございます。ところがやはりなければ、ともすると回収が先になってしまつて再生が後ろに回つてしまつと。まず再生が前面に出ていくということが一番大事だということから、この文言を入らせていただいたわけでございます。

そういう意味では、今の中小企業再生支援協議会というのは、この五月に出されました資料を見ましても、ほとんどが実はリスケジュールしていないわけでありまして、まさに先生御指摘のとおり対症療法にすぎない、根治療法をするにはやはり債務の負担を軽減するというのをきちんと法律で定めて対応するということが大事だということでございます。

そこで、お尋ねでございますけれども、この適正な時価につきましましては、二十三条におきまして適正な時価を上回ってはならない、こういうふうな定めております。昨日も、またただいまも様々な御指摘をいただきました。迅速に、しかもできる限り透明性を持って対応していくには、先生が御指摘のような、この適正な時価を算出するに当たつて一つの基準をきちんと設けていくということが必要ではないかというふうに思っております。何らかの基準を設けてより明確化していくということが大事であります。

実際に、震災後、不動産鑑定業界におきまし

ても、こういう毀損の場合にはこのぐらゐの減価率を掛けるという、震災減価率というようなこともその物差しとして設けられておりますので、まづ今回は、今御指摘をいただきました適切な時価を算出するに当たりましては、支援基準の中に一定の割合を乗じてそれを算出し、それをまず基本とすると。その上で、昨日も議論をさせていたいただきました事業の再生計画、あるいは被災地域の復興の見通し、はたまた再生支援を開始した後の対象事業者の経営状況の見通しや買取り債権の担保となつてゐる財産の価格の見通し等を個別案件ごとに総合的に勘案をしていく必要があるんじゃないかと、ただいま桜内先生また御党から御提案いただいているそうした形にきちんと定めていくことが必要ではないかというふうに思っております。

○桜内文城君　ありがとうございます。
次に、買取り後のその債権の管理、処分等についてお尋ねいたします。
二十七条にそのような規定があるわけでありまして、一項目で文言上は、買取りの価格がその債権額、簿価ですね、これを下回る場合においては、その差額につきまして債務免除をするよう努めなければならないという規定がございます。もちろんこれは重要な規定だと思つていただけます。債務免除しないことがありまして、これはむしろ債権が利益をその分出してしまつたということでありまして、先ほど言いましたような三方一兩損、これ自体がベストなのかといえども、そうじゃないかというふうに考えるところがございます。そういう意味では、この差額については、せめて債務免除を義務付けるなり、そういうやり方を御検討いただきたいというふうに思っております。

そしてまた、現在のこの二項もそれに準ずるような規定になっておまして、保証又は物上保証に關しまして負担の軽減に資する措置をとるよう努めなければならない、ここはやはり、単に努力するだけではなくて、先ほど同様に措置をとるよう義務付けるということが債務者の負担軽減という意味でいへばやはり重要なポイントかなというふうに考えるわけですが、その点についてもお尋ねいたします。

○委員以外の議員(西田実仁君)　ありがとうございます。
まさに債務者の負担の軽減を図るということにつきましては、いわゆるその差額分、ここはやはり、今御指摘のように、負担を軽減しなければならぬ、債権を放棄しなければならないというふうな定めの方がより今回の法律の目的に沿うものになるというふうに思います。

○桜内文城君　ありがとうございます。
加えて、債権の管理及び処分ということでもう一つだけ指摘させていただきましても、買取り後の、買取り後の、それをすぐにまた回収に走るでと、そういうことが仮になされたままとなかなか被災事業者の再生ということに結び付かないということがあろうかと思つております。

そういう意味で、まずは買取り後に、その債権の回収については一定期間猶予をしていただく。元利償還につきましては、被災の程度、元々旧債務で取得していた設備などの壊れ具合といひますかその被災の状況等に依りて、もちろん個々別々の状況はあろうかと思つていただけます。あるいはそれまでに旧債務をどこまで償還してきたかとか、そういったところもあろうかと思つていただけます。とにかく、猶予の猶予してあげるといった制度も必要ではないかと考えております。

○委員以外の議員(西田実仁君)　大変大事な御指摘でございます。
今回の私どもの法案の第十六条の第一項四号の中には、債権が買取りました債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分というふうな書かせていただいております。その業務の範囲を規定しております。

このその他の処分というところの中には、まさに今先生御指摘のように返済を猶予するということも含まれております。また、利子補給等その中には入れようと思つております。さらには、今御指摘のように、先ほどの差額分をカットした後に残った残債、これについても、経営状況等を勘案しながら、最終的にはどうしようもない場合も出てくると思つております。これはやはり、今申し上げた十六条の第一項四号の中にもその他の処分ということも含めてはいるもの、これをしっかりと明示をして、そして債務者の負担を軽減するということをやより明示する必要があるのではないかと。ただいまの御提案、是非とも法案の中に盛り込んでいただければというふうに思つております。

○桜内文城君　ありがとうございます。
以上で質問は終わりますけれども、冒頭申し上げたように、やはりスピードというものが非常に重要だと思つております。また、法律の形できちつと被災事業者を救済していく、再生させていく、そしてまた、まだ残された問題としては、類似の問題としては住宅ローン等も残っております。我々国会としても、こういった残された問題も含めてなるべく早く対処していくべきだと思います。また、参議院での審議、今日はこの委員会ではまだ採決もありませんけれども、衆議院でも是非スピーディーにかつ有意義な法律ができますよう、私としても期待し、またお願いいたします。私の質疑を終わらせていただきます。

○大門実紀史君　日本共産党の大門でございます。
昨日、自公日改案について何点か確認をさせていただきます。今日は政府・与党案について質問をさせていただきます。

今日聞いていますと、何か高原長官ばかり詰められてちよつと気の毒だな。本来だったら、もつと政務三役が責任持つて、気持ちを持つてこの問題に取り組むべきじゃないかと。先ほどの副大臣の話も何言っているか分からないですね、何か書いたものを読むだけで。そこに全てが現れているんじゃないかなというふうに思います。

そう思いながら高原さんに質問いたしますけれども、昨日も我が党は、具体的には現場で第三者的な機関が被災事業者の相談に乗つて、同じ立場で金融機関ともあるいは調整したり交渉もするぐらいのことがないかと入口で救われたいということを申し上げて、自公案の方はその点は盛り込んでいくという御答弁をいただきましたけれども、この点で、政府案では今のところ出ておりますが、中小企業再生支援協議会、相談センターが担うということになっております。

まず、中身よりも体制的にできるのかという点なんですけれども、今のところ各県で僅か三十人ぐらいですかね。金融庁の資料によれば、金額の話はありましたが、件数といひますと、債権者の数でいひますと、被災三県で一万八千人ですね。そうすると、岩手、宮城、福島で一万八千ぐらい。そうすると、一県当たり数千、六千オーダーなんです。僅か三十人で六千人の人たちの相談とか支援とか受けられるのかどうか、この点、まづどうですか。

○政府参考人(高原一郎君)　お答え申し上げます。
中小企業再生支援協議会につきましては、二次補正予算で措置をしていただきました三十億円の予算を活用いたしまして、現在三十名程度の増員を念頭に置いておられるところでございますけれども、各県の実情から更なる体制の拡充ということが必要な場合には、この三十名ということにこだ

わることなく更に充実ということを考えていかなくてははいけないのではないかと思っております。

さらに、各県の再生支援協議会は、大門委員から累次にわたる御指摘をいただいているのとおり、現在まで比較的地域の中堅企業を対象としており、そういう側面がございます。ただ一方で、この再生支援協議会は、その各地の商工会議所でございますとかあるいは県が設置いたしております産業振興センター、これは名前はいろいろございますけれども、そういった地域の中小企業者の方々が日常的に出入りをしておられるところ、そこに設置をされておりますので、そういった意味では、日ごろから中小企業の方々と接触が非常に多い場所になっております。したがって、そういったネットワークも十分に活用しながら、今委員御指摘のような中小企業者の方々、特に小規模企業者の方々にとって非常に使いやすいものに発展をさせていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○政府参考人(高橋一郎君) まさにそういった相談センターにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大門実紀史君 私は、高橋さんが言われてきていることは、二人でも議論したことがございますので、あなたの気持ちにうそがあるとは思いませんけれども、先ほど西田委員が言われたように、私は思うんですけど、いろいろ今いいことを言っても、法的に裏付けておかないと、人が替わりいりんな人がかわつてくると本当にそれが実行されるのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかと思つたのは、いろいろいいことを言っても、法的な裏付けがないと担保されないんじゃないかと思うんです。

○大門実紀史君 私は、高橋さんが言われてきていることは、二人でも議論したことがございますので、あなたの気持ちにうそがあるとは思いませんけれども、先ほど西田委員が言われたように、私は思うんですけど、いろいろ今いいことを言っても、法的に裏付けておかないと、人が替わりいりんな人がかわつてくると本当にそれが実行されるのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかと思つたのは、いろいろいいことを言っても、法的な裏付けがないと担保されないんじゃないかと思うんです。

○大門実紀史君 私は、高橋さんが言われてきていることは、二人でも議論したことがございますので、あなたの気持ちにうそがあるとは思いませんけれども、先ほど西田委員が言われたように、私は思うんですけど、いろいろ今いいことを言っても、法的に裏付けておかないと、人が替わりいりんな人がかわつてくると本当にそれが実行されるのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかと思つたのは、いろいろいいことを言っても、法的な裏付けがないと担保されないんじゃないかと思うんです。

○政府参考人(高橋一郎君) 先ほど申し上げましたとおり、現在、県とさまざまな議論を進めております。地域の金融機関の方々からの御意見もいろいろ伺っているわけでございますけれども、そういった形でどういった形になるかでございますけれども、しっかりと今般の運営方針などにつきましてもいろいろな形で内外に明らかにしていきたいと思っております。

○大門実紀史君 私は、高橋さんが言われてきていることは、二人でも議論したことがございますので、あなたの気持ちにうそがあるとは思いませんけれども、先ほど西田委員が言われたように、私は思うんですけど、いろいろ今いいことを言っても、法的に裏付けておかないと、人が替わりいりんな人がかわつてくると本当にそれが実行されるのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかと思つたのは、いろいろいいことを言っても、法的な裏付けがないと担保されないんじゃないかと思うんです。

○政府参考人(高橋一郎君) 先ほど申し上げましたとおり、現在、県とさまざまな議論を進めております。地域の金融機関の方々からの御意見もいろいろ伺っているわけでございますけれども、そういった形でどういった形になるかでございますけれども、しっかりと今般の運営方針などにつきましてもいろいろな形で内外に明らかにしていきたいと思っております。

けだに残つてしまつたところでございますが、次の中身に行きますが、先ほどもございましたけれども、昨日も私質問いたしましたけれども、要するに買取りの規模が小さ過ぎるという問題ですけど、中小企業基盤整備機構が持っている一千五百億と、地域金融機関からも出資させて、要するに二千億に足りない、二千億程度の買取り規模が今言われているところでございます。これではよほど買取り債権の金額を、価格をたかかないと十分買取りできない。たかばたかほど時間が掛かるし、小零細企業は切り捨てられるというようなことで、支援が遅れるという関係でございますので、最初は思い切つた金額でほんとやらなければ救済はできません。

○政府参考人(高橋一郎君) これは、先ほど申し上げましたとおり、現在、県とさまざまな議論を進めております。地域の金融機関の方々からの御意見もいろいろ伺っているわけでございますけれども、そういった形でどういった形になるかでございますけれども、しっかりと今般の運営方針などにつきましてもいろいろな形で内外に明らかにしていきたいと思っております。

○大門実紀史君 私は、高橋さんが言われてきていることは、二人でも議論したことがございますので、あなたの気持ちにうそがあるとは思いませんけれども、先ほど西田委員が言われたように、私は思うんですけど、いろいろ今いいことを言っても、法的に裏付けておかないと、人が替わりいりんな人がかわつてくると本当にそれが実行されるのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかと思つたのは、いろいろいいことを言っても、法的な裏付けがないと担保されないんじゃないかと思うんです。

対応ができるというふうに考えたところでございます。

以上でございます。

○大門実紀史君 もう少し思つていらつしやることを言つてもいいんじゃないかと思つたところでございます。

○大門実紀史君 私は、高橋さんが言われてきていることは、二人でも議論したことがございますので、あなたの気持ちにうそがあるとは思いませんけれども、先ほど西田委員が言われたように、私は思うんですけど、いろいろ今いいことを言っても、法的に裏付けておかないと、人が替わりいりんな人がかわつてくると本当にそれが実行されるのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかという点で、さつき西田さんの意見聞いているのかと思つたのは、いろいろいいことを言っても、法的な裏付けがないと担保されないんじゃないかと思うんです。

○副大臣(櫻井充君) 答弁書を見ずに分かりますか、済みません、この点について、まず正直申し上げて通告がございませんでした、なんです。

それで、委員御心配の点に関して申し上げますけれども、私も被災地選出の議員でございますから、大門委員が御心配になつていらっしゃることは、私も承知しております。

○大門実紀史君 今大変重要な答弁をされたところでございます。

二次補正、おかげさまで通していただきました、八千億の予備費がございまして、こういったものを必要であればすぐに使つて十分な資金を準備させていただきたい、そう思つておられるところでございます。

すが、三次補正でじゃなくて予備費を活用してこの買取り規模を増やすこともあり得るということですよ。その一言、確認だけ。

○副大臣(櫻井充君) 繰り返しになりますけれども、三次補正の時期がまだ完全に決まっているわけではございません。そこまでの間に資金がなくなつた際に、これは本当に復興を止めることになつてしまふので、そういうことにならないようにするために予備費をきちんと手当てしていきたいと、そう思っているところでございます。

○大門実紀史君 一応それは、具体的にどうやって進んでいくかというのは衆議院の議論もありますけれども、目の前の人を救うという意味では、その努力はやっぱりきちつとしてもらいたいということはおっしゃいます。

せっかく櫻井副大臣に来てもらいましたので、国民の最終負担を最小限にするという問題も昨日議論して、政府案であれ自公日改案であれ、あるいは我が党が思っている案であれ、最後に機構が損失を抱えて国民負担が生じる可能性は否めないわけでございます。そのときにその国民負担を最小限にする努力をするのも政治の役割だと思ひますが、その点で、預金保険機構を自公案は最初から出資に絡ませる、私たちもそう思っておりますし、つまり、預金保険機構のお金を、最終負担のことも若干念頭に置きながら金融機関を支援するという側面もあるわけですから、このスキームにかんでもらうべきだということで、その点は昨日も御答弁をいただいたところで、その点は財務省として、やっぱりこの国民負担の最小化を考える、税金を出すのを最小限に考えた場合、私は、預金保険機構の剰余金が一兆五千億もあるわけですから、こういうものを活用していくということも財務省としても想定しておくべきだといふことも、いざというときはそういうことはあり得るということをお考えのべきだと思いますが、いかがですか。

○副大臣(櫻井充君) 預金保険機構のお金を使っていくというのこれは一つの考え方なんだろう

と思っております。ただし、現在の預金保険機構の法律を見ても、結局、破綻金融機関の際の処理だといふにこれは全て明記されているわけでございます。法律条項から見ても、破綻金融機関でなければ現時点では使えないといふふうに判断すべきことなんだろうといふふうに思っています。

大門委員がおっしゃるとおり、国民負担を最小にしていこうというのは、これは財務省とて思ひは同じでございます。もう一点、その観点から申し上げれば、税金は確かに国民の皆さんの負担になると。それから、預金保険機構の場合には、これは銀行が拠出していることにはなっておりますが、結果的には預金者の方々がこれは負担しているお金でもあるということでございます。ですから、その点から考えていくと、現時点で我が省としてこのお金を使っていくということについては、やや、まあ否定的とまでは申し上げませんが、かなり法律上難しい点もあるのではないかと、いふふうに考えているところでございます。

○大門実紀史君 現行の枠組みだと難しいのは十分承知しております。今、預金保険機構の勘定というのは、いろんな法律ができたときに勘定を設けてきていると、破綻処理とか金融システムの安定ですね。したがって、今回、例えば自公案が通つたとしたら、それに応じた勘定を預金保険機構で、名前がちょっと分かりませんが、被災地支援勘定とか設けるだけのことであつて、今のスキームにはないのは知っておりますが、それは法律で書けば十分そういう勘定を設けることは可能でございますし、預金者保護という話はよく出るのでございますね、この話をすると、預金者のお金を使つていいのかと。これは先ほど、金融機関に対する支援の側面というのは、預金者と借り手両方が入りますので、十分理屈は通るというふうに入ります。実は、櫻井さんも本当は余り考え方は違わないんだと思つておりますけれども、そういうスキームになつておりますので、

せっかく櫻井さんに来てもらいましたので、

ちよつと最近、原発の仮払いもそうですし、今回の二重債務もそうなんですけど、財務省とは一体何なのかというのを改めて、何のために仕事をしているのかと。どういふんですかね、本当に頭のいい方いるんでしょうけど、あらぬ方向に行っているんじゃないかなといふふうに幾つも思ひます。財務省主導でやってきているとは、かといつて、思いません。財務省というのは、財務省主導でずつといふいろいろやってきたならばこんな大借金はつくらなかつたはずですから、やっぱり政治に翻弄されたり、いろんなことあつたんだと思つて、それ過剰に財務省は強いとか仕切つていっている意味ではないんですけれども、今の政治不在みたいな状況になると、どうも財務省はいろんなところに出てくるんですよ。原発の賠償の問題にもそうでした。今回のスキームの議論でもそうでした。最初、中小企業再生ファンドといふところでもない仕組みが出てきたときも、中小企業庁じゃなくて財務省がいました。

どうも、こういうことはやっていていいのかと。やっぱり被災地がこんな状況のときに、財務省はまずできるだけお金を出したくないといふことで、補正、補正といつたつて、もうろくでもない、不十分な、間に合わない補正ですよ。国債を発行するんだつたら必ず増税とセットだ。何か被災地のことよりもお金のことはばかり考えている、そういう状況が今ありと出てきているんですよ。これはやっぱり被災地のことを考えると正さなきゃいけないと、そろそろ財務省本丸の姿勢を正さなきゃいけないといふことで、余りにも目に余るといいますか、あつちこちへ顔を出しますので、櫻井さん、何とかしてもらえないかと思ひますが、いかがですか。

○副大臣(櫻井充君) 半分はそのとおりかなと思つてるところがございます。中に入つてみて感じるところは、やはりもう少し大きく見せた方が地域の方々が安心するのではないかなと思ひます。が本当にございまして。

一方で、進まないことを全てが財務省が悪者の

ように言われている点もございしますが、必ずしもそうではないんだと。もう交渉する前から、財務省のところに行くときつとこれは断られるに違いないと、ですからもう最初から財務省を悪者にしてしまつた方がいんだと、これ、僕は両方今あるんじゃないのかなと、そう感じているところですよ。

ふだんの姿勢と今回の姿勢はやはり僕は大きく変えてもらわないといけないと思つていまして、それは何かというと、医療で例えれば、慢性期の疾患の医療を行っているのか救急医療を行うのかといふことでは、もう全く違つてきております。そういう点で、当初、やはり従来どおりの査定の仕方などを行つておりましたので、事務次官以下、現地に全員幹部が入りました。そして、その上で被災地の状況を確認してもらつて、それで今こいう状況にあるんだから、もう四の五の言わないでちゃんと出してくれと、今こいう方向でやらせていただいているつもりでございます。

それで、なるべくお金は早く出すようにということで、例えば、交付税などは四月の今まで四日だったかと思ひますけど、四月の一日に六月分の七掛けですけれども、前倒しして出させていた。九月分は六月に前倒しして出させていた。これは今回法律を変えていただいたおかげもありまして、それから、特別交付税、災害の分の、これは今回法律を変えていただいたおかげもありません。これは、四月の八日と、ちよつと六月もたしか八日だったんじゃないかと思ひますけれども、もうこの時点で特交が地域に支給させていただいているというように、姿勢としては私は大分変わつてきたんだのではないかと思つております。ただし、大門委員が御指摘されるような出来事があるんだとすれば、こちらの方できちんと指導をさせていただきたいと、そう思つていふところでございます。

以上です。

言だけ申し上げます。

今回の自公日改の皆さんの提案されたのは、大変被災地にとって希望になる、実際に救済できるいい案だと思っておりますし、修正も含めて賛成をさせていただきたいというふうに思います。是非、政府の方も、自分たちの案がそれでよしということではなくて、いろんなことを参考にしているろい取り入れて、被災地の皆様を救うという一点で頑張ってもらいたいということを申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○藤井孝男君 昨日に引き続き、質問をさせていただきます。

誰に質問しようかなと思って、片山さつき議員にも質問しようかなと思つたんですけども、私の限られた時間ですと、あなたが答弁すると時間のほとんどを使われてしまうという心配がありますので、大変恐縮ですけど、昨日に引き続き荒井発議者にお伺いをいたしたいと思ひます。

この法律、一条から第七十一条ぐらいの法律なんですけど、幾つかポイントがあると思つています。そこで、今日は二つのポイントをあえて申し上げて質問をいたしたいと思ひます。

まず、十九条の第二項の二ということ、要するに、このところ、おおよその見通しを記載した書面を含むというふうに云々と書いてありますね。昨日、このことについても西田発議者から答弁が、おおよそについてということで説明がありました。おおよそ分かつておりますが、しかし、私、法律の専門家じゃないんですけども、法律におおよそという言葉が使われたということはほとんどないんじゃないかな、法制局でもし法案を作った場合、おおよそという言葉はまず使わないんじゃないかなと思うんですが、私のちょっと個人的な感覚として。

ですから、ここであえておおよそというのは、言つてみれば広い意味での救済を、広範囲で救つていきたいという中でのこういった言葉を使つたんじゃないかと思いますが、また改めて、このお

おおよそという、用いられたことについてどう発議者は思われているのか、どうしてこう使われたのかということをお伺いしたいと思ひます。

○委員以外の議員(荒井広幸君) 先生の長年の御経験でも初めてだろうという御指摘でございます。

調べさせていただきました。法律用語でおおよそは初めてでございます。まさにそこが今日の審議でも昨日の審議でも先生方共通の思いだと思いますけれども、本場に困っている方々に債務をなくしていただいて、旧債務を、そして再生してもらうと。そのためには、本場にこんな苦労の中でなかなか計画も立たないだろうけれども、一生懸命再生、地域にも貢献する、雇用もつくるんだと、そういう事業者の皆さんの思いをおおよそという計画で出してもらい、みんなやっていこうと、そういうものの表れを法律に書いたものということでございます。

○藤井孝男君 昨日のことを繰り返してお聞きして申し訳なかったんですけども、やっぱり今度のこの広範囲な大災害ですから、そして地域も、そしてまた文化も歴史も違うところの中での、そして特に中小企業、また零細業者の皆さんが対象ということですから、そういう意味では、少しでも救済していこうという趣旨の表れがこの言葉に表現されているんじゃないかと理解をさせていただきます。

それで、じゃもう一つ、もう一条、十八条の三に、昨日もこれやり取りでやりましたが、一生懸命救済して再生させていこうという中で、努力していったけれども結果的には駄目になった場合は、機構が買い取ったものは不良債権みたいな形になるわけですね。債務者としても債務が残るというところになりますけれども、そうしたときに、言つてみれば塩漬けにすべきじゃないかというか、私からそういう質問をいたしたいけれども、これも非常に大事なポイントでありますけれども、やはりこの十八条第三項にあるこの支援基準、これも大変大事な今度の法律の中のポイント

だと思ふんですけれども、改めてこの趣旨についてお伺いできますか。

○委員以外の議員(荒井広幸君) 先ほどのように、おおよその見通しは事業再生計画でございますけれども、支援の基準がきちりしていないとモラルハザードになったりあるいは様々な課題が出てまいります。そういう意味で、機構は、再生の支援をどうするかを決定するに当たつて従うべき基準、それから債権の買取りなどをするかどうか決定するに当たつて従うべき基準、これの総称を支援基準とこういうふうに申しておりますが、これは主務大臣が定めることにしております。主務大臣とは誰かということは先ほど来からお話が

あつたわけでございます。

この支援基準を決めるにいたしまして、東日本大震災復興担当の大臣の意見、そして重要であります、被災地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならないと、このようにしております。また主務大臣が支援基準を定めるときに、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮しなければならぬ。

このように、先ほど、おおよその見通しと同じように、負債をなくし、そして頑張つていただくと、そして再生してくださいと、そういうものをこの法律にそういう気持ちで入れているということでございます。

○藤井孝男君 分かりました。

そこで、こういう今やり取りでは我々分かるんですが、具体的な形でちゃんと質問をさせていただきますかと思ひます。

中小企業、商店でも漁業者でもそれは構わないうんですけれども、例えば商店、一つAという例を置いて、この商店Aさんは、既存債務といしましう、銀行に、ある銀行、これはB銀行としましう、銀行に一千万円の債務があつたとして、そして、このことについて今度で上がった機構が買取りをします。買取り価格はどう査定するかというのはいろいろあると思うんですが、一

千万円の債務があつて機構が買い取るときに、買取り価格を例えれば、これは四百万でも五百万でもいいんですけども、例えば四百万で買い取ろうというふうに決定したとしますね。そうすると、B銀行は差引き六百万、四百万とすれば六百万の、これは平たく言うといひますか、簡単に言えれば、泣くというか損を受けるといひ形になりますよね。そういった中で再生をどんどんやっていくと。

〔理事藤原良信君退席、委員長着席〕

結果的にこれがうまくいかなくて、機構の方で四百万の債権が残るわけですね。ところが、このAさんがまた別な更にいろいろ事業をやつていきなと、何とかもう一回、更に借金してでも、ローンを抱えているけれども再生していきたいという気持ちがあつたときに、どうしてもこの四百万円というものが債務としては残っているわけですから、その点について、そうした場合のときに、この債権機構といひますか、今度の機構はこの四百万の債務をどういうふう処理していくのか、どういうまた再生の機会をこの商店Aさんに与えることができるのか、その点をちょっと分かりやすく簡単に御説明いただければ。

○委員以外の議員(荒井広幸君) 今のそのAとBという話で、一千万借金があると、四百万と仮にした場合に、六百万は銀行の方で泣いていただくということになります。しかし、これは逆に言えれば、本来一千万泣くところ、泣くという言葉がいかにどうか、泣くところを六百万ということになるわけですから、銀行にとってはこれは軽くなるわけですね。

なぜそういう措置をするかと、四百万を機構が買い上げるわけですけど、それはどういうことかといふと、本来金融の健全なお金の流れが地域経済全体に潤滑油として血液として流れなければならせんから、これは金融安定、地域の金融、地域の経済安定の一つの知恵であります。そういう形で、四百万を機構が取つておりますと、それは債権そのものでございますけれども、今回は管理

処分という中で、先ほどもみんなの皆さんからの御指摘もありましたが、その中のこれは一つのケースですけれども、一例でございますけれども、それをデット・エクイティー・スワップというんでしょいか、私もべろをかむような話でございしますが、債権債務を株式化に置き換えてしましますと、四百万を株にしますと、先ほどはAさんですか、Aさんの会社なりの株を持っていることになるわけです、機構が。ということになりますと、結果的にはAさんは借金はない、応援団はいるけど借金は無いと、こういう形になって気分は楽になります。

先ほどのところで、そこで借金をするのではなくて、最初に再生計画をするときに、金融機関などと、それから議論になりました第三者機関、共産党さんからもございましたけれども、そういう機関といういろいろ相談しながら、金融機関も含め、金融機関でなくてもいいんですけれども、ニューマネーもきちんとそのときに入るように約束してから入っておりますので、そして再建をしていくということになっていくということになります。

いずれにしても、先生の分かりやすいお話いただきましたけれども、一つの方法としては株式化にするので、ああ、非常にAさんとしては気が楽になってくると、こういうことでございます。

それに付言させていただきます、今回の政府案は、先ほどからG.P.の話もありますけれども、ゼネラルパートナーというような方々を含めて、それから後ろに財務省も政府もおりますから、余り借金が増えちゃいけないからそれを高く売っ払おうということにならないという保証は全くないんです。ということとは、外資に買われるおそれもある。せっかく営々とこの被災地で自分の技術や自分が一生懸命やってきたところ、そういったところが外資に買われるということがあると、こういうおそれが政府案ではどうしても拭い去れません。その中で、私も、それは頑張ったそのAさんに、会社に買い戻してもらおうと、適切な価格で、こういうような想定を期待しておるわけ

でございます。

○藤井孝男君 私に次に質問しようとしたところにもう答えが先に返ってきたわけですから。

実は、今、政府の案というか政府の対策では、私もちよつと分かつてきたんですけれども、要するに、そういう不良債権なかなか持ちたくないという意識が働く。なるべくそういうふうにならないものだけを買収するようになつて、結局うまくそこで、機構の方でうまく運用して、そしてもうかつたらそれを、これ私が言った場合は商店のAさんに戻すというふうに買い取ってもらおうというのが今の荒井さんの答弁ですけれども、それをまた、外資かどうかは別として、別な方で、まあ外資も含むかもしれない、そつちへ売つてうまく回収しちゃうというところが最初から懸念されるんじゃないかという私も同じような疑問を持っていたものですから、もう先に答えていただきましたので、ありがとうございました。そういうことの心配はないと、そして成功した場合それはAさんの方にむしろ買い取ってもらおうと、そういうことにしてもらおうという趣旨だと思っております。

いずれにしても、昨日も私も申し上げましたように、この法案、非常に、靴に足を合わせるんじやなくて足に靴を合わせる、言ってみればかゆいところに手が届くようなきめ細かな支援を、救済法を、そして、再生は非常に私は難しいと昨日も申し上げた。本当にこれは難しいんです。数多いですからね、中小零細企業が。そういうことになりまして、余りにもいろんなところに、かゆいところに手が届くような法案になつていくことが逆に、大変ですから、下手に運用をしますとかが逆で、これは自縄自縛ということになるし、非常にバランスの取れないものになつてしまふということ、先ほど自民党さんの赤石委員もおっしゃっていましたが、そのところはやっぱり、効果的にこの法律を運用し、そして生かしていくためには、第三者、いろんな方々、今日も漁業組合、農協の方も来ておられましたけれども、

も、昨日は弁護士の方が来ましたが、そういったところの第三者の意見を、そういったスキームをしっかりと上でこの法律はしっかりと生かされていくように改めて申し上げて、また期待したいと思ひますし、頑張つていただきたいと思ひます。

これをもつて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智でございます。

冒頭、発議者に確認をさせていただきます。機構が債権を買収しても、全額を放棄しなければ債権としては残るわけであります。将来、機構により債権の執行、債務の履行請求がなされて、そしてそれによって破綻するような事態が生じることはあつてはならないと考えますが、どのような手だてを講じていかれるのでしょうか。

○委員以外の議員(西田実仁君) お答えいたします。

吉田先生にはもう大変にこれまでも御尽力いただいておりますが、まさに今回の法律の第一条に目的規定をしておりますことは、被災した事業者の債務の負担を軽減しつつその再生を支援するということが目的でありますので、この債務の負担を軽減するということが何よりも大事であります。再生をするということがやはり前面に出なければ、回収というのはやはり下がらなければならぬと、こういう立て付けになっております。

その意味で、今御質問いただきました、例えばA社が一千万の債権を、債務関係を銀行と結んでいて、この機構にそれを三百万円で売りました。そうすると、残りの差額の七百万につきましては、これはやはり私どもの法の十六条にも定められておりますけれども、また二十七条のところにも定めておりますけれども、きちんとこれはカットしていくと、まずこれをするべきであるというふうに思うわけであります。

でありまして、この三百万円の債務、これも、その企業の経営状況等をしつかりと勘案しながら場合によつてはこれも免除するように努めていくということが、やはり債務の負担を軽減しながら再生をいち早く行っていくというのは大変重要ではないかというふうに通つて、法の第十六条ではその他の処分というところにそうしたことも盛り込ませていただいているということでございます。

○吉田忠智君 ありがとうございました。了解をいたしました。

以上で発議者に対する私の質問を終わります。て、あと、この債権買取り、それから私的整理、それから法的整理といういろいろな方法があるわけですが、やっぱりこれはパッケージとして行政、政府がしっかりと責任を負わなければならない、サポートしなければならぬ、そのように考えております。

昨晚の質問通告からややかみ合わないところがあるんですが、答弁の前にあえて申し上げさせていただきます、そこはやっぱり、そういうことをしっかりとこの委員会と議論をして、政府の責任をしっかりと担つていただくという思いで質問をさせていただきますので、それはそういう思いで是非答弁をいただきたいと思ひます。

被災者は、事業再生の見込みがあり、そして被災地での再生を図るという場合は、本法案、あるいは政府の予算措置による再生支援協議会、あるいは産業復興機構の債権買取り機構のスキームに乗るわけでありまして、そうではない場合は私的整理か法的整理をするということになるわけでありまして。国の責任で被災者を支援するという買取りスキームの趣旨、基本的な理念は、私的整理、法的整理についても負うべきだと私は考えております。

昨日参考人として出席された日弁連の新里副会長も、個人版私的整理ガイドラインを画期的と高く評価をされておりました。ガイドライン自体は多くの専門家の意見を入れて良い内容のものできたと思ひますけれども、この運用がどのように

なされるかということがやっぱり大きな今後の課題だ、そのように考えています。

そこで、政府にお聞きしますけれども、個人版私的整理ガイドラインに沿った被災者からの私的整理の申立ての時期、申立て件数はどの程度を見込んでおられるのか、この期間に申立てを尽くすことが可能なかどうか、お伺いします。

○大臣政務官(和田隆志君) 吉田委員にお答えいたします。

今冒頭おっしゃいましたとおり、昨日御質疑をいただくという通告をいただけてから幾つかやり取りさせていただきましたが、少し概念整理として私の方から今の政府が置かれている立場を全体として御説明したいと思えます。その上で、今の御質問にお答えしたいと思います。

今委員おっしゃいましたとおり、いろんなツールをとにかく用意して、最大限国として、自分の責に帰すべきでないことで大変な思いに、苦境に至っていらっしゃる被災者の方々に救うということがあらゆるツールの共通のコンセプトであろうというふうに思えます。実際に、三月十一日の震災以降、金融機関に対して政府からは、元々お貸出ししていたお金について返済を迫ることのないよう、金融円滑化法の趣旨等につとまりまして債務の返済猶予や条件変更に応じてくれという要請を再三再四繰り返してまいりまして、これには現在までのところ、金融機関としても非常に真摯に対応してくれているものだというふうに思っています。

さあ、これから数か月が過ぎまして、実際に個々人の事業者の方々、法人事業者の方々、そして住宅ローンにあえいでいらっしゃる方々、もう一回復帰を、再興を期していただくというためにどのようなツールを用意すべきかということになってまいります。そのときに、今御審議いただいております政府が提案した予算上の中小事業再生ファンドを組み替えて機構にする案や、そして今提案者が要するに発議されました買取り機構を実際につくってそこを要するに軸としてしつか

りと被災者の方々の御要請へこたえるプラン、こうしたものがあろうかと思えます。

そして、さらにはそうしたその買取りを行っていただくというようなこと以外にも、実際に当事者同士でできるだけ早く話し合っつけり付けようというところが私的整理、法的整理なんだと思います。法的整理につきましては、当然今までの世の中でも使われてきたわけですが、そこに至りますと、諸々のその法律の枠組みの中で制約も非常に掛かってくると、実際いろんなリストに名前が載ってしまったりして実生活上要するに非常に困難を極めると、そんなこともあるものですから、当事者同士でそこに至る前にそれぞれの了解の下に整理を完了させようという意思の下に作られたものでございます。

そうした意味におきまして、政府が被災者の方々のお役に立てるよう総合パッケージとして御提案申し上げる中には、買取りの仕組みもあり、そして先ほど御議論には少し出ておりましたが、債務をほかの形に変えるデット・エクイティー・スワップなどの手法もその機構の中に取り入れていく。それ以外に、更に私的整理の部分まで今いろいろと整備を図っていたら非常に非常によろしいのではないかとということまで御提言申し上げてきたところでございます。

しかし、昨日御質疑いただく際にやり取りさせていただいたのは、この私的整理ガイドラインは、あくまで作るのは民間の方でございまして、それを強制する権限は政府のどこにもないということでございます。作られるからに、こういって視点でございまして、作らなければいいですねという御提言までは一生懸命やってきたつもりでございます。日弁連に私自身も通わせていただきました。先ほど御紹介いただきましたように、今回日弁連からもこの私的整理ガイドラインの出来については結構高く評価いただいているところだと思えますが、今後はこれを一つのツールとして使いやすいものに最大限仕上げていただくことを私たちがとしても願っております。是非私たちの方か

ら御提言申し上げられることはしていこうと思っております。

昨日もどこかの御質疑でお答えしたのですが、そうした関係にある中で、実際に私的整理ガイドラインにどれだけの被災者の方々が窓口をたたかれて案件が成立するだろうかということを、当事者として国が要するにそこに入らないものですから、そこは今のところ責任を持ってお答えする数字がないということでございます。

しかし、実は先生にお答えする手前に事務方と随分協議をしたんでございますが、総合パッケージとして御提言申し上げる以上、私たちもこれができるだけ使われてほしいというふうに思っておりますので、そうした意味におきまして、これから先の進捗状況をできるだけオープンに国民の皆様方、またこの国会にもお示しした上でその進捗状況を監視していただきまして、もつとこういうふうな改定が必要じゃないかという御提言をいただくながら、当事者である民間の方々に考えていただくということの橋渡し役を仰せ付かっていきたいというふうに考えているわけでございいます。そういうところが答弁になります。

○吉田忠智君 予想された以上の積極的な答弁をいただいたと、そのように思っております。ありがとうございます。

一方で、中小企業庁などは二次補正における予算措置で二重ローンに対処することは可能だと言われているわけですから、やはり問題の全体像、そのうち予算措置の機構に乗ってくるもの、あるいは私的、法的な整理に行くもの、何らかの推計はあつてしかるべきだと、そのように思っています。

昨日の質疑にもありましたが、私的整理では債権者の同意が必要ですが、金融庁の監督指針にガイドラインの遵守を盛り込んで金融庁が金融機関による遵守状況をチェックすべきであると、そのように考えますが、この点はいかがでしょうか。○大臣政務官(和田隆志君) 一歩進んで監督指針の中に何かを盛り込んで、それを金融機関に守ら

せるようにするべきではないかという御質疑でございます。

しかし、大変恐縮ですが、元々の私的整理ガイドラインの性格が、民間の方々が協議し合っつて、これでいけば債権者も債務者もやりやすいのじゃないかということを前提に成り立っているものですから、私どもがそれに上乗せして監督指針に盛り込んで、こうすべし、あすべしというのは、少し行政権限として行き過ぎているのじゃないかというふうに考えておりますので、あくまで進捗状況を見守りながら、こういってことを考えていただいた方がよろしいのではないでしようかという提言機能を果たしていきたいと考えています。

○吉田忠智君 なかなかそこがちょっとかみ合わないところがやっぱりあるんですけど、いずれにしても、個人版の私的整理について過去に例のない膨大な事務処理が必要になってくると思われま。円滑な被災者支援を進める上で専門家からの人員確保が大きな課題となるわけでありますが、それについてやっぱり国として責任を担う必要がある。だから、どのような措置を講じていけるかというのはいやっぱり聞かざるを得ないですね。

また、弁護士や公認会計士などで組織をする第三者機関、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が設立されるということなんですけれども、被災者に寄り添った適切な人材を確保していただくというふうなことを考えております。運営委員の選任過程の透明性を確保するためにどのような手だてを検討していけるのでしょうか。あわせて、専門家に対する報酬等も含めた事務処理費用について財政的な支援も検討すべきと考えますが、この点はいかがですか。

○大臣政務官(和田隆志君) 今委員に御指摘いただいたように、私的整理ガイドラインに定めてあるのが、この運営委員会を設立して、そこに公認会計士、税理士、弁護士等の専門家にお入りいただきまして、公正中立な立場から私的整理の在り方について個々の案件について御審査いただくということになっております。

今のお尋ねは、そのまずメンバーの選定についてどうやって公正中立を保つのかということだろうと思いますが、ちよつと繰り返しの答弁で恐縮ですが、行政権限としてこの者を入れなさいということとを私どもから申し上げる権限はございませんものから、あくまで今御質疑のありました内容は、しっかりとこの私的整理ガイドラインをおまとめになった当事者の方にお伝えしまして、世の中から見てしっかりと公平中立なさばきができるようなメンバー選定を行っていただきたいということを話しておきたいというふうに思っています。

また、この委員会は、東京に中央本部を置きながら、各県にそれぞれ地域の実情に応じてさばきができるように支部的なものを設けてまいります。そこにも弁護士や公認会計士、税理士の方々、また債権銀行も含めまして入っていただくこととなります。

先ほど、実は質疑の御答弁を申し上げる前に事務方と協議してきたんですが、確かに、私自身が被災地に入ってみまして、その方々からお聞きした御意見として、今の吉田委員のお言葉にありました、被災者に寄り添って考えることのできる方々、つまり、御職業としては弁護士や公認会計士、税理士という会計の専門家であらうし、いろいろななかで債権整理できませんものから、そこは必要でございますが、その方々の中でも特に地域の被災者の方々の心情をよくよく熟知されたい、その方々であればこういうふうなところが一番妥当な線であるということを考えていただける人材を各県におけるこの委員会メンバーにも配置しておくべきだろうということに議論が達しましたので、そういったことも加えまして、しっかりとこの民間ベースの方々に伝えしておきたいと思っております。

○吉田忠智君 最後に質問しました財政的な支援はいかがですか。

○大臣政務官(和田隆志君) 済みません、最後の部分を申し忘れました。

この私的整理を進めていく中で諸々の手続が発生するとすれば、そういったことこそ、今回は、整理の主体となられる債務者の方々は、自分の何か責任に帰すべきような事由があつてここに至っているわけではないということもありますものから、私どもとしては財政当局と掛け合いながら、できるだけおっしゃるような公的支援が打てる方向で検討してまいりたいと考えています。

○吉田忠智君 前向きな答弁をいただきましたが、ありがとうございました、最後のところは。

被災者支援のために事業者の二重ローン対策は国が責任を持つが、被災者個人の私的整理は民間金融機関と債務者の話合いに全て委ねるとするのは私はやっぱりバランスを欠いているというふうに考えます。

そういった意味でも、ガイドラインが被災者救済の趣旨にそぐわない場合はガイドラインの見直し、さらには、ガイドラインでは対処し切れない場合は個人債務についても買取りスキームの創設も視野に再検討すべきではないかと考えます。その点については要望にとどめたいと思います。

冒頭述べましたように、事業者に対する買取り、私的整理、法的整理が二重ローン対策の大きな全体像となるわけであり、法的整理についても被災者支援の視点は必要であります。法務省にお伺いしますが、現在、ガイドラインに沿った私的整理の関連費用については政府部内において費用を免除する方向で検討している、そのように聞いておりますけれども、今回の震災を原因として法的整理をする場合、申立て費用や弁護士費用等は減免されるのでしょうか、伺います。

○政府参考人(後藤博君) お答え申し上げます。法的整理ということでございますので、裁判所の手続を利用するまず手数料について御説明いたします。

今般の震災に起因する紛争につきまして、民事調停の申立て手数料を免除する特例措置が既に実施されております。したがしまして、支払不能に

陥るおそれがある債務者等の経済的再生に資するためのいわゆる特定調停につきましても、この特例措置が適用されることになります。この措置の利用によりまして、今般の被災により債務整理が必要となった方々についても、実情に即した円滑、迅速な解決を図ることが期待できると考えております。

なお、破産法に基づく破産の申立て、あるいは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てなど法的整理の申立て手数料の減免につきましては、これらの調停制度の利用状況を注視しつつ検討してまいりたいと考えております。

それから、弁護士費用の関係でございますけれども、特定調停を含む民事調停、民事再生手続や自己破産事件につきましては、法テラスによる民事法律扶助の対象となりますので、資力の乏しい方について弁護士費用の立替えが可能でございます。法務省としても、民事法律扶助が適切に運用されるよう、法テラスの取組を支援してまいりたいと考えております。

○吉田忠智君 是非、二重ローン問題を抱える被災者の間に不公平感が生じないように、金融庁、法務省、政府としてもしっかりと前向きに取り組んでいただきたい、このように考えております。

今回、質疑を通告した際に、既存府省だけではなくて内閣府の復興担当からも、うちの所管ではないというふうに言われました。当委員会では、周知のとおり、ワンストップの復興庁が設立されるまでは、未曾有の被害に対して、とにかく被害者の生活再建、被災地の復興に寄り添って、最後どこにも行きようがないような問題については内閣府復興対策本部が引き受けましょうというのが基本法の趣旨だと、そのように思っています。

うした基本法の原則、趣旨が早くも忘れられている、そのことが大変残念でございます。

今回、二重ローン問題を含む買取り機構設立を含む特別立法、私は、この種の、今回のことはやつぱり議員立法でないとなかなか対処できないと率直に思います。民主党さんも含めて超党派で勉強会をしてきたわけですけど、それが一緒にできなかつたことが誠に残念でありますけれども、いろんななる御意見ございましたけれども、そうしたことを踏まえて、是非、そうしたことも含め、どのように対処すべきかというのが本当に明らかになってくるのではないかと、そのように思います。そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○亀井亜紀子君 昨日に続いて質問したいと思えます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構についてですけれども、今回皆様が法案提出されるに当たって、結局、この独法では駄目なんだと、この独法では十分な仕事ができないから新機構が必要なんだということでの法案を提出されたんだと思います。

それで、事業仕分のことですとかいろいろと昨日から皆様の御答弁や質問などに上がっていて、今日私、事業仕分のときの資料ですとか中小企業基盤整備機構のヒアリングしたときのパンフレットですとかいろんなものを持ってまいりまして、もう一度この機構のことなどもちよつと見ていただんだけれども、皆様、結局どちらの仕組みであればより被災者を助けられるかという、もうその一点だと思ふんですね。

なぜこの独法ではないのか、そして、御答弁の中に最初二百人体制でスタートするというようなお話ありましたけれども、これだけのようにして人材を集めるのか、そして本社、支社、その支社はたくさんつくられるようなイメージがあるんですけれども、それは大体幾つぐらい、どのぐらいの期間でつくられるのか、ちよつと私は余り質

間に書き込みませんでしたけれども、御説明いただきだいたいと思います。

○山田俊男君 亀井先生にはこの問題につきまして深い理解をいただいております、大変感謝申し上げます。

今先生がおっしゃいました、独法ではなくて新機構が必要かという点については、三点あります。

第一点は、これは今もお話がありました、中小企業基盤整備機構は、亀井先生も評価委員として参加されました事業仕分の中でその対象であったわけですが、その業務の運営や多額の繰越欠損金を抱えた財務状況について多くの指摘がなされていたわけでありまして、資金の国庫返納も求められているという組織だったわけでありました。このため、この独法の仕組みでは思い切った業務運営ができないということが第一点であります。

第二点は、既存の中小企業を対象にした仕事の展開ということであればそれでお仕事をきちっとされているということですが、農林漁業や医療関係の仕事については何とこの独法のその他の業務の中で仕事を展開するということがなっております、これでは本当にそれぞれ農林漁業や医療関係が求めていますその専門性や、さらには農地、宅地等の買取りやその他につきましてもノウハウを本当に業務として持っているのかどうかということについて疑問があります。

三点目は、最終的にはいかに、場合によりまして出てくる多くの損失をどんな形で処理するかということが大きな課題になるわけでありまして、この新しくつくりました機構では、法律で必要な資金についての政府保証を裏付ける、法律があるから裏付けられるという仕組みを持っているわけでありまして、そういう中で必要なしつかりした業務が展開できると、こんなふうに確信をしております。

なお、先生おっしゃっていただきました二百人どう集めるかということにつきましては、例えば

農林漁業団体につきましても早くやってくれという切なる希望が被災地からいっぱい出ておるわけでありまして、大いに協力するという声が上がっておりますから、確実に確保できるというふうに考えております。

以上です。

○亀井亜紀子君 じゃ、この後から政府に対して質問をしたいと思えます。

この中小企業対策について、ずっと政府、また高原長官にも直接要望しながら、政府案の方は対応していただいてまいりました。

それで、今までの質問の中で、ファンドはけしからぬと、被災地の企業を相手にもうけようと考えるのはけしからぬという御指摘もあつたんですけれども、実はこれ、国民新党の提案でもありまして、ちょっと御説明をしたいと思えます。

被災地の方から中小零細企業向けのファンドをつくってほしいという要望が党の方にありました。それはなぜかという、もう融資である限り返さなければいけないと。けれども、二重目のローンを、一重目をなしにして二重目を借りてももう返す自信がないんですということだったんです。

それで、金融機関というのはやはりその預金者の保護という目的を持っているので、やはりそういう意味でファンドの主体にはなり得ないのだと。だから、国主導でファンドをやって、借入れではなくて中小企業に資本注入という発想で支援をしてほしいのだと。そうすれば、返済を気にせずに経営に専念できるからという要望が上がってきていたんです。それで、国主導のファンドをつくってほしいということを経産省の方に、中小企業庁の方に申し入れて、出てきたものが国八、金融機関二という八対二の出資比率のファンドなんです。そういう発想で政府案はでき上がっています。ですから、皆さんもそれは御存じなかったんだと思います。

それで、今被災地の企業ですとか金融機関の関

係者から聞こえてくることは、やはり、昨日も質問したように、買取り価格を誰が評価するのか。果たして企業のために、零細企業まで救うような形になるのかどうかという、もう全て人材の話なんですけれども、この政府の機構の場合は例えばどういうところから人材を確保してくるんでしょうか。地場の信用組合の既存人材ですとか企業の目利きですとか、こういう外部の力を入れて対応していただきたいと思うんですけれども、その構想についてお教えください。

○政府参考人(高原一郎君) お答えを申し上げます。

今回のいろいろな仕組みは、まず、その地域にそれぞれございます、各県に、全県にございまして、けれども、再生支援協議会の中に今所要のワンストップとなる相談組織をまず設けることから始めるわけでございますけれども、ここには、これは先ほど申し上げましたけれども、商工会議所ですとか、あるいは名前は違いますが県の産業振興センターの中に今ございまして、こういった組織の中には実はもういろいろな専門家の方が言わば出入りをしておられるわけでございます。

したがって、今回の二次補正予算で三十億円の予算をいただいておりますので、その中でこの再生支援協議会の常駐の専門家の方々の数を、今は確かに先ほど申し上げたとおり非常に少ない方で、かつ地域の中核的な企業の再生のところをやっておりますものですから、これを抜本的に拡充した上でこの再生支援センターでございましてとあるいは商工会議所のネットワークを十分に活用して、そういう方々の中からまず多くの専門家の方々なりあるいは地域の経済に精通した方々、こういう方々に今回の新しい組織に加わっていただくというふうに思っております。

以上でございます。

○亀井亜紀子君 人材が全てだと思えます。そして、やはりどうしても大きな企業しか助けないのではなにかと。被災地にそれほど大きな企業はないわけですが、中小企業でも比較的大きめ

のところしか助けないのではないかと懸念は実際にありますので、そのところは本当に零細企業まで救うというお気持ちでやっていただきたいと思えます。

事業仕分で指摘した二千億についてですが、二千億返してくだされいと言った中で返ってきたのは五百億と。たまたま千五百億残っているわけなんです。あのとき返せない理由として、確かに小規模企業共済事業に多額の繰越欠損金が存在していますというところも言われていましたし、また不測の事態に対応したいと。例えば、阪神・淡路のときの六百八十五億円、新潟県中越沖地震で三百二十億ですとか、宮崎県の口蹄疫で二百億円、こういうふうに使っているのです、この二千億円は必要なのですよというのが基盤機構側の言い分です、その中で、財源がなかなか厳しい中で、取りあえず返してくだされいといって初年度は五百億円、まだ千五百億円残っているということなんです。

ですので、機構としては元々これはそういう災害のために使うお金ではあつたわけなので、それであれば、今状況変わったわけですから、私仕分人として、もうそれは使っていたら結構だと思っているんです。ですので、足りなければ予備費で対応という御答弁もほかの方からありましたので、これは積極的に対応していただきたいと思えます。

一次補正のときに中小企業対策として付けた中で好評だったのは仮設店舗等への助成事業です、これを二次補正でさらに二百十五億円程度付けました。一次補正のときにこれ使い切ったわけですから、各県でどのような配分をされたんでしょうか。また、何件ぐらいの利用があつたのか、教えてください。

○政府参考人(高原一郎君) まず、御要望いただいた件数でございます、これは六県にまたがっておりますけれども、御要望は二百九十七件、四十三市町村にまたがっております。そのうち、七月の二十七日時点でございますけれども、五十二

件、これは基本契約という形で市町村の方々と契約を結ばせていただくんですけれども、五十二件の基本契約を締結しております、例えば青森二件、岩手は二十一件、宮城が十九件、福島が九件、茨城が一件となっております。

具体的事例は、一番目立つのは、例えば漁協の方々の事務所でございますとか水産加工の方々の工場とか、もちろん製造業とか小売業でございますけれども、現地の産業の状況を踏まえて反映する形で、今申し上げたようなものが状況としては多くなっております。

以上でございます。

○亀井亜紀子君 大体私としては質問は終わっております、簡潔な御答弁ありがとうございます。

今回のことにしても、やはりもう少し与野党が話し合えばよかったんじゃないかなというのにつくづく思います。結局、どちらの機構がより迅速に対応ができるのかということで、私も法案提出者の気持ちは受け止めておりますけれども、まだちょっと、かといって、政府案も一緒に作ってまいりましたので、やはりそちらの方ももう少し私ども説明できることもありますし、やはり中小企業を救おうという姿勢でやってきたことは確かです。

時間が余っているのもう一度伺いますけれども、発議者の方々に、やっぱり何が一番政府案で問題なのか。この独法を何か基本的にやはり余り信用しておられないというイメージがあるんですけれども、どうしてそう思われるのか、御答弁いただけますか。

○委員以外の議員(片山さつき君) ありがとうございます。

独法制度自体を信用していないということも全くございませんし、独立行政法人のこの中小基盤機構法がその根拠法となっているもの、その根拠法で認められている限りにおいて何がでるのかという点も、我々はこの震災が起きた後相当前向きに真剣に検討し、私自身経産省で一年弱政務官

をしておりましたときに、これから地方の不良債権問題も大変だから、再生協議会を地方につくって、受皿としてこの独法のところから産活法を使って、限定列挙の四つの事情に縛られるけれども、そういう形で何とか進められないかというのを一つずつ説明できるときに説明して回ったことがある側なんです。

それで、その後の結果も聞いてきたんですけれども、やはり真剣に、損切りも含めて、債権放棄も含めて、金融機関が出資するというのがあればあるほど進んでいないんですよ。それは、今回二日間の議論ですと申し上げてきましたように、我が国の金融の今までの流れなんです、銀行融資の制度も含めて。

それをただ、何十年やってきたものを一遍に全部ここで変えることができないので、緊急避難として何ができるかというと、やはり新しくこの目的を特定した法律を書いて、一切縦割りのものに縛られることなく全てのものを最初から、全ての分野の官庁も最初から入ってもらって、時限ではあるけれども、特定目的で債権の負担を軽くするんだと、債務負担を軽くするんだと。そして、地域を再生し、人口、産業を流出させないんだということを書いてやるのが王道で正當だと思つたんでそれをやってまいりまして、その間もずっと三党協議で乗ってくださいと、我々も全面的に協力しますからと、一緒に助けましょうと言ってきたんですが、初めにこの千五百億円ありきの議論になってきた、非常に早い時点からなってきたというやり取りを私自身担当者として感じておりますので、それは非常に残念です。

でも、それがあっても、これからずっと話し合いはやってまいりたいと思っておりますので、これからは是非亀井議員も御一緒に入っていただいて、前向きな展開をやってまいりたいと思っております。

○亀井亜紀子君 じゃ、時間ですので、これで終わりたいと思います。

中小企業庁の方には、とにかく債権放棄も含めて

たこれまでにない対応をお願いいたします。

以上です。

○委員長(柳田稔君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、佐藤正久君、石川博崇君及び藤田幸久君が委員を辞任され、その補欠として渡辺猛之君、西田実仁君及び姫井由美子君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本法律案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本法律案に対する意見を聴取いたします。平野国務大臣。

○国務大臣(平野達男君) 被災事業者の再生支援につきましましては、現在、政府において二重債務問題への対応方針を踏まえ、被災県の要望に応じ、被災県ごとに産業復興機構を設立し、再生可能性のある被災事業者の債権の買取りなどを通じた再生支援の枠組みを構築すべく調整しているところであります。

一方、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案では、全国に一つの機構を設置すること等から、地域の実情に応じた迅速かつ適切な再生支援がなされない可能性があると考えております。したがって、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案については、政府としては反対であります。

以上であります。

○委員長(柳田稔君) 本案の修正について桜内文城君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。桜内文城君。

○桜内文城君 私は、自由民主党、公明党、みんなの党及びたちあがれ日本・新党改革を代表して、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案に対し、修正の動議を提出いたします。その案文は、お手元に配付されておりますとおりでございます。

提案の内容及びその趣旨について御説明いたします。

修正案は、法案により設立される株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の行う債権買取り等の業務に關し、買取り価格及び債権の管理及び処分に関する修正を行うものであります。

本修正案は、いわゆる二重ローン問題の解決が十分なものにならないよう、法案の債権買取り等のスキームの実効性を高めるために必要な修正と考えております。例えば、金融機関が機構に対し債権を手放しやすくするとともに、機構は積極的に債務免除を行うよう義務を課すものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長(柳田稔君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○森まさこ君 私は、自由民主党を代表して、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案、いわゆる二重ローン救済法案につきまして、賛成の立場から討論いたします。

本法案は、いわゆる二重ローンや過剰ローンから中小企業者を救済する法案です。本年三月十一日の東日本大震災発生から既に四か月以上が経過しておりますが、被災地域の多くの事業者の方々が、地震や津波及び原発事故等の被害により損壊した資産及び立入禁止により営業不能になり、一方で債務を抱え、事業の再生に向けた第一歩すら踏み出せない厳しい状況の中におられます。これらの事業の再生には、被災者の方々の生活、ひいては東日本大震災からの地域の復興が懸かっております。そのためには、被災事業者の方々に必要な事業資金を円滑に供給するとともに、負担となつてくるこれまでの債務について、債権買取りスキームを早急に創設し、二重債務問題の解消に万全を期する必要があります。

福島、宮城、岩手の三県の金融機関の自己申告

分による返済猶予等の債権だけを見ても、五月時点で五千五百億円に達しています。また、民間信用調査機関による東北被災地の被害が甚大な地域に存在する企業数は約三万社、雇用者は約三十六万人、売上高合計は九兆八千九百六十二億円です。被災の影響等により集計できていないもの、これも併せて考えますと、債務の額は極めて大きなものになると想定されます。本法案により創設される支援機構の資金調達に対する政府保証枠は二兆円と想定されており、対象を限定しない大きな買取り枠を明確に安定的に提示することは、被災者の方々の安心のために極めて重要なことと考えております。

一方、政府は立法をせず、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資ファンドを活用するというスキームですが、その買取り規模の面で全く不十分である上に、地域に根差した農林水産業者の方々と医療法人、福祉法人の方々に対する再生支援についても単に平時の対策をやっているにすぎない出資ファンド等が行うことになり、政府の施策では本当に苦しんでいる中小企業者を救うことができないと思えません。しかも、この中小企業基盤整備機構は民主党の事業仕分の対象になった機関であり、その点でも様々な懸念があります。また、みんなの党及び原案発議者が提案した修正案は、債務者支援により実効性をもたらすものであり、賛成です。

昨日、全国都道府県議会議員会連合会、福島県、宮城県、岩手県の被災三県議長が提出した菅総理の退陣を求める緊急決議を採択しました。何も決められない菅政権下において、被災地域から人口や産業が流出してしまふ復興の前提が成り立たなくなる取り返しの付かない事態になる前に、本法案に基づき早急に債権買取りを開始することが今後の最優先課題であり、遅々として進まぬ政府・与党の対策を待っているわけにはいかないということをお願いいたします。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合を代表し、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案並

びに修正案に賛成の討論を行います。

賛成の第一の理由は、本法によって特別の立法措置がなされ、法的根拠をもって債権買取りがなされることです。これは、政治から、国会からの、被災者、被災地とともにあることのメッセージでもあります。

もともと、緊急避難的に法的整備を後回しにして予算措置をとることも政策手段として否定するものではありません。しかし、既に震災から四か月を経過しており、法治主義国家における当然の原則として立法措置をとるべきと考えます。

第二の理由は、本法のスキームによって、災害による二重ローン問題という個人の責任に帰すことのできない理由による債務の幅広い救済が確保されることです。

おおよその再生の見通しのある事業者は対象とするなど、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることが法文上明確にされました。また、期間も十五年と長期の復興を支援するものとなっています。このような幅広い、息の長い支援が被災者の生活再建、被災地経済の復興には不可欠であります。この点、政府の予算措置によるスキームでは、利益追求のファンドを基にすることから幅広い救済にならないのではないかと懸念を払拭できません。政府は口約束ではなく法的な裏付けを提示すべきでした。

なお、従来政権にあって、ややもすると自己責任論を主張してこられた自民党等の発議者からも一定の反省が表明され、また、今後の災害に対しても本法同様のスキームの可能性が答弁されたことを我が党としても了としたと思います。

今後の課題として、事業再生を支援するため、被災地の実情に精通した専門家や多様な人材が確保されなければなりません。とりわけ、これまで事業再生の知見が豊富とは言えない農林水産業、社会福祉法人、医療法人等については人材確保を重点的に支援すべきです。

また、本法においても、個人の住宅ローン、自動車ローンは個人版私的整理ガイドラインに基づ

く私的整理や、裁判所を経由する法的整理に委ねられました。事業再生の可能性あるいは被災地での再生の有無で本法による支援対象となるか否かが線引きされますが、個人の責任に帰すことができない二重ローン問題の本質に照らして、債権買取り、私的整理、法的整理の支援に格差が生じないよう、私的、法的整理に対する財政支援も含めたトータルな政策対応を要望いたします。

なお、地域の金融機関等には被災地の復興、地域経済循環の核としての役割が期待されますし、本法によりその責任はこれまで以上に大きくなります。地域金融機関が被災地域とともに歩むことをどう確保していくか、今後とも政治の場からしっかりと助言していかなければなりません。

最後に、本法案に対し与党から賛同が得られないのは、政治に対する国民の期待に照らしても、本当に残念であります。衆議院では、本法が政争の具とされることなく、さらには、財務省の目線ではなく被災者の目線で真摯に修正協議に取り組まれることを与党、発議者、双方に強く求めます。

社民党は、人間の復興の実現を求め、これから被災者とともに歩んでいく決意を明らかにして、本法案に対する賛成討論といたします。

○委員長(柳田稔君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案について採決に入ります。

まず、桜内文城君外四名提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の起立をお願いします。

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よって、桜内文城君外四名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

○委員長(柳田稔君) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会

〔参照〕

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案に対する修正案

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案の一部を次のように修正する。

第二十三条を次のように改める。

〔買取価格〕

第二十三条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。

2 前項の適正な時価の算定に当たっては、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し等についても勘案することができる。

第二十七条第一項中「その他の事情を勘案しつつ、できる」を「等を考慮し、特別の事情がない」に、「するよう努めなければ」を「しなければ」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第三項から同条第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「その他の事情を勘案しつつ、できる」を「等

を考慮し、特別の事情がない」に、「とるよう努めなければ」を「とらなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものについては、当該対象事業者の東日本大震災による被害の状況、経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取りを行った後の一定期間、その弁済を猶予しなければならない。

3 機構は、第一項の規定によるほか、前項の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するように努めなければならない。

第五十六条第一項ただし書中「第二十七条第三項」を「第二十七条第五項」に改める。

平成二十三年八月五日印刷

平成二十三年八月八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇